

平成16年度版

こころの健康センター所報

三重県こころの健康センター
(精神保健福祉センター)

目 次

I	こころの健康センター概要	
1	沿革	1
2	業務	1
3	施設の概要	3
4	組織及び職員構成	5
II	こころの健康センターの活動	
1	企画・立案	7
2	技術指導・技術支援	9
(1)	事業実績	9
(2)	技術支援方針事業実績	11
3	教育研修	13
(1)	精神保健福祉研修	13
(2)	学生実習	15
4	普及啓発	17
(1)	所報「15年度版こころの健康センター所報」の発行	17
(2)	パンフレットの作成	17
(3)	ホームページの更新	17
(4)	講演活動	17
5	精神保健福祉相談	21
(1)	精神保健福祉相談（こころの健康相談・こころのテレフォン相談）	21
(2)	思春期講座	29
6	組織育成	31
(1)	家族会・リーダー研修会	31
(2)	精神保健福祉ボランティアの育成	31
(3)	思春期アドバイザー養成講座	32
(4)	断酒会・アルコールネットワーク	33
7	精神障害者福祉推進事業	35
(1)	精神障害者自立援助	35
(2)	社会復帰関連施設支援	35

8	精神医療審査会に関する事務	37
9	精神障害者保健福祉手帳・通院医療費公費負担の判定及び承認	39
	(1) 精神障害者保健福祉手帳	39
	(2) 通院医療費公費負担患者票	42
10	ストレス対策事業	45
11	薬物相談ネットワーク事業	47
	(1) 薬物相談事業	47
	(2) 家族教室	47
	(3) 関係機関職員研修	47
	(4) 広報啓発	48
	(5) 協力組織育成	48
12	こころのケアネットワークづくり事業	49
13	こころの健康危機管理事業	53
14	新たな精神保健分野に対応する相談支援事業	55
III	三重県の精神保健福祉統計	59

凡 例

統計表や一覧表において、次の通り略号を用いた。

D R…医師

P S W…精神科ソーシャルワーカー

P H N…保健師

C P…心理技術者

1. こころの健康センター概要

1. 沿革

(平成17年4月現在)

三重県こころの健康センター（精神保健福祉センター）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定に基づいて設けられた、地域精神保健福祉活動の技術的中枢機関である。

- 昭和61年5月 三重県津庁舎津保健所棟1階（津市桜橋3丁目446-34）に開設され、保健環境部保健予防課の分室としてスタートする。
- 昭和63年10月 三重県久居庁舎（久居市明神町2501-1）の完成に伴い、同1階に移転。
- 平成元年4月 県健康対策課の地域機関として独立（三重県条例第五号）。
- 平成11年4月 診療（投薬）開始（三重県条例第五号の一部改正）。
- 平成11年8月 三重県久居庁舎4階にストレスケア・ルーム増設。
- 平成13年7月 三重県津保健福祉部久居支所の廃止に伴い支所跡に事務所移転（久居庁舎内）。
- 平成14年4月 ストレスケア・ルームを庁舎2階に移転。

2. 業務

当こころの健康センターは、「精神保健福祉センター運営要領」（健医発第57号厚生省公衆衛生局長通知、平成8年1月19日）に基づき、次の業務を行っている。管轄は、県内全域である。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 教育研修

保健所、市町村、福祉事務所、社会復帰施設その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行なうとともに、

必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(6) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、当事者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(7) 精神障害者福祉推進事業

(8) 精神医療審査会に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行う。また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付について、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整える。

(9) 精神障害者保健福祉手帳・通院医療費公費負担の判定及び承認

法第 32 条第 3 項の規定による精神障害者通院医療費公費負担及び同法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び承認業務を行う。

(10) ストレス対策事業（平成 11 年 4 月以降）

ストレスを避けて通れない現代社会において、すべてのライフサイクルを通じて、メンタルヘルスが重要課題となっている。一般住民の心の健康を維持向上させ、かつ適応障害などの境界域の心の病を持つ人々への社会的支援体制を確立するため、保健所と一体的な地域におけるメンタルヘルス支援体制をはかる。

(11) 薬物相談ネットワーク事業（平成 11 年 4 月以降）

こころの健康センターの薬物相談機能を充実し、それを中核とする薬物相談ネットワークを構築することにより、薬物相談に総合的に対応する体制を整備する。また、相談応需職員の研修を行う。

(12) こころのケアネットワークづくり事業（平成 13 年 4 月以降）

三重県では健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」において、こころの健康づくりを重要事業と位置づけ、こころのケアに対する支援体制の整備を図っている。特に学校保健、産業保健でのこころの危機に関する関係諸機関のネットワークを構築し、必要なときに、早期に適切な支援ができる体制を整備する。

(13) こころの健康危機管理事業（平成 14 年 4 月以降）

(14) 新たな精神保健分野に対応する相談支援事業（平成 15 年 4 月以降）

（ひきこもり等への相談・支援体制整備事業より名称変更）

3. 施設の概要

(1) 所在地

[昭和61年5月1日～昭和63年10月8日]

三重県津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎津保健所棟1階

[昭和63年10月9日以降]

三重県久居市明神町2501-1 三重県久居庁舎

(2) 施設の状況

[昭和61年5月1日～昭和63年10月8日]

三重県津庁舎津保健所棟1階 1室 52.9㎡

[昭和63年10月9日以降]

三重県久居庁舎1階

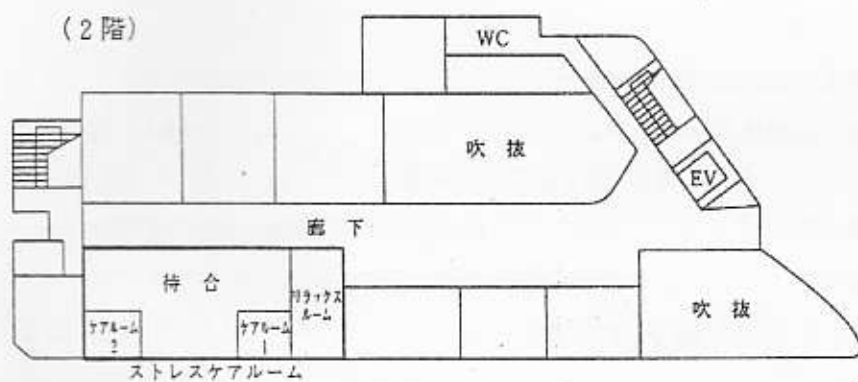
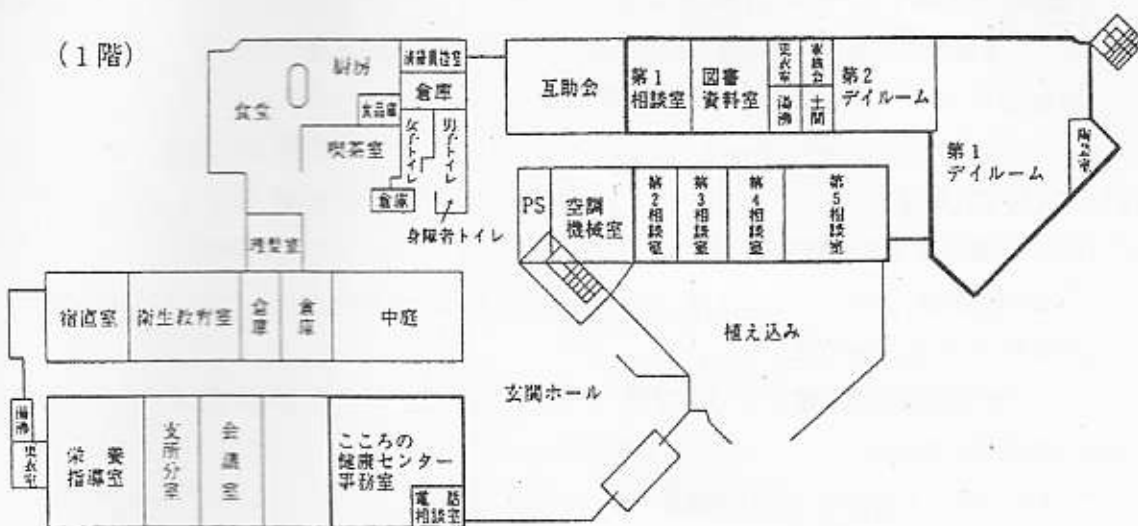
ア	敷地面積 (久居庁舎)		11617.29㎡	
イ	建物面積 (本館棟)	延床面積	5484.50㎡	
ウ	建物構造 (本館棟)	鉄筋コンクリート造4階建、一部5階建		
エ	当センター占有面積		723.0㎡	
オ	各室面積			
	事務室 (電話相談室、所長室)	106.2㎡	第1ダイルーム	140.4㎡
	第1相談室 (脳波、心理検査室)	30.8㎡	第2ダイルーム (和室)	44.8㎡
	第2相談室	23.9㎡	陶芸室	11.3㎡
	第3相談室 (診察室)	26.5㎡	更衣室、湯沸室	12.0㎡
	第4相談室	23.9㎡		
	第5相談室	41.3㎡		
	図書資料室	37.0㎡	各室面積	計 498.1㎡

[平成11年8月15日以降増設分]

ストレスケアルーム

〔	ケアルーム	1	各室面積	計	156.6㎡
	ケアルーム	2			
	リラックスルーム				

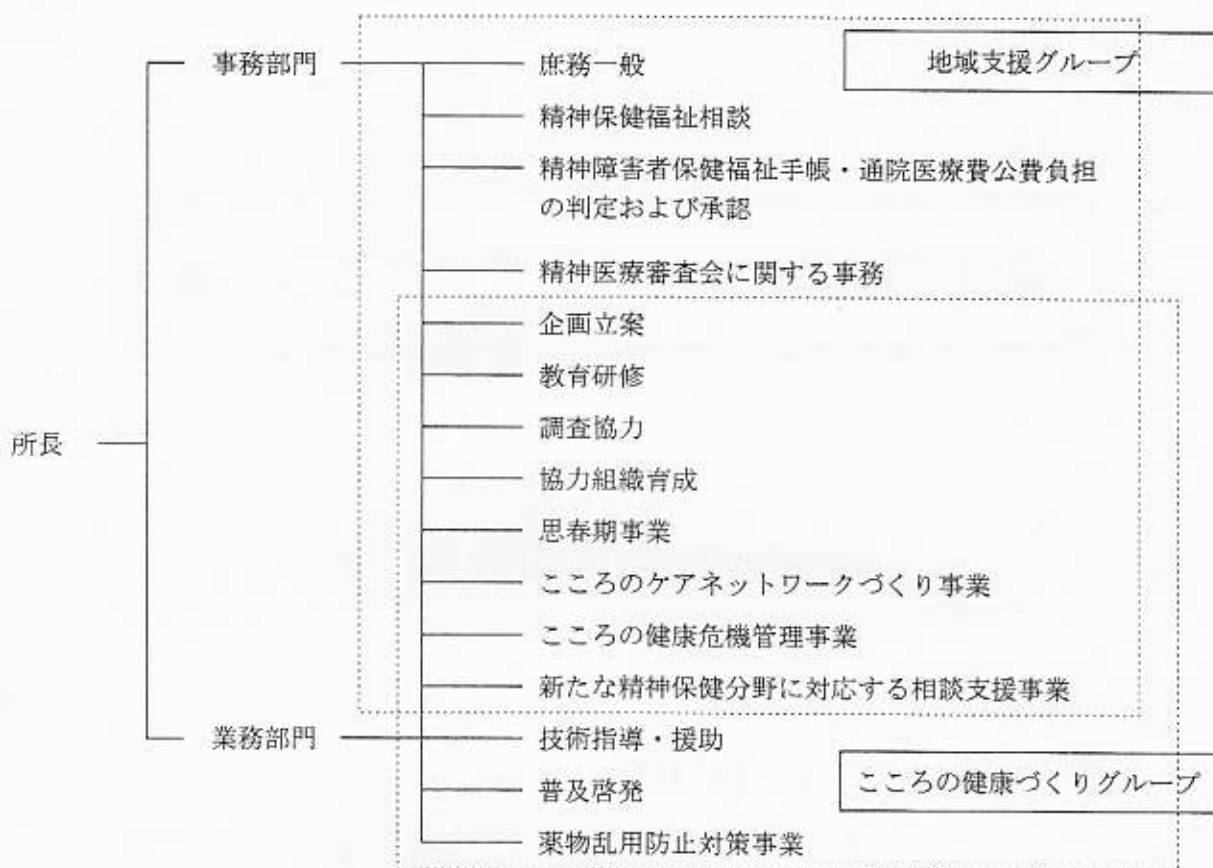
三重県こころの健康センター平面図（平成17年4月現在）



4. 組織及び職員構成

(平成17年4月1日現在)

(1) 所掌事務



(2) 職員構成

(平成17年5月1日現在)

職名	職種	人数	
		平成16年度	平成17年度
所長(技術吏員)	医師	1	1
主幹(技術吏員)	保健師	1	2
主幹(事務吏員)	一般事務	2	2
主査(技術吏員)	心理技術者	1	1
主査(技術吏員)	保健師	3	2
主事(事務吏員)	一般事務	1	1
技師	医師	1	1
技師	保健師	0	1
非常勤職員	医師	(1)	(1)
電話相談員(嘱託)		2	2
計		12(13)	13(14)

II. こころの健康センターの活動概要

1. 企 画 ・ 立 案
2. 技 術 指 導 ・ 技 術 援 助
3. 教 育 研 修
4. 普 及 啓 発
5. 精 神 保 健 福 祉 相 談
6. 組 織 育 成
7. 精 神 障 害 者 福 祉 推 進 事 業
8. 精 神 医 療 審 査 会 に 関 す る 事 務
9. 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 ・ 通 院 医 療 費
公 費 負 担 の 判 定 及 び 承 認
10. ス ト レ ス 対 策 事 業
11. 薬 物 相 談 ネットワーク事業
12. こころのネットワークづくり事業
13. こころの健康危機管理事業
14. 新 た な 精 神 保 健 分 野 に
対 応 す る 相 談 支 援 事 業

1. 企 画 立 案

企画・立案

ひきこもりや勤労者の自殺など各ライフサイクルにおいて様々なメンタルヘルス問題が増加の傾向にあり、特に青年期、壮年期においてはその問題が社会に与える影響が大きいことから早急な対応が求められてきている。

このような状況下、センターの役割として、メンタルヘルスに関する普及啓発、教育研修の機能強化といった従来の役割以外に、地域で気軽に相談できる体制整備や関係者のネットワーク化への支援が必要であることが示唆された。

そのため、平成13年度にケアネットワークの体制づくりを目指し、「こころのケアネットワーク事業」を立ち上げた。平成14年度には、県下3保健福祉部にこころの健康づくり担当者が配置され、それぞれの地域で住民を対象にリスナー（傾聴者）を養成するための研修事業が開始された。15年度は、県内全保健福祉部にこころの健康づくり（メンタルヘルス）とこころの健康危機管理（PTSD予防対策）を主業務とする担当者が配置され、担当者が中心となってこころの健康づくり事業を継続推進するとともに災害時における「こころの健康危機管理マニュアル」を作成した。

16年度は、こころの健康づくり事業を展開する基盤が整備され3年目を迎え、各保健福祉部で展開される事業も充実し、こころの健康づくりへの意識の向上が図られてきた。

16年度における具体的な取り組み内容は以下のとおりである。

こころのケアネットワークづくり事業・こころの健康危機管理事業

- (1) こころの健康づくり担当者会議の開催
- (2) リスナー指導者養成研修会の実施
- (3) 各保健福祉部に対する技術支援（地域担当制）
- (4) 「平成16年度こころのケアネットワーク事業報告書」の作成
- (5) こころの健康危機管理研修会の開催

詳細概要は「こころのケアネットワークづくり事業報告書」参照

技術指導・技術援助

2. 技術指導 技術援助

- (1) 実績
- (2) 技術支援方針

技術指導・技術援助

1. 事業実績

平成16年度は9保健福祉部にこころの健康づくり事業・こころの健康危機管理担当者が配置されたこと等を考慮して、地域精神保健福祉の第一線である保健福祉部への支援を充実し、地域のニーズにそって保健福祉部が市町村や関係機関を支援するための技術支援を行った。

平成16年度における関係機関への技術指導・技術援助の実績は表1に示すとおりである。

表1 関係機関への技術指導・技術援助（平成16年度）

関係機関	実施回数	参加人数	技術指導援助内容											職種別指導援助回数			
			企画助言	情報提供	ケース援助	事例検討会	デイケア	研修会研究会	連絡調整	委員会会議	行政実施指導	調査研究	その他	医師	保健師	心理技術者	事務吏員
保健所	269	2,682	66	27	11	22	1	60	21	12		1	48	35	174	13	47
福祉機関	8	150			4			3		1				5	3		
医療機関	18	268	1	7	2			3		3			2	3	10	2	3
行政機関	42	799	1	18	8			11		1			3	22	10	3	7
教育機関	14	1,907		2		1		10					1	5	5	2	2
市町村	132	1,026	14	20	29	4		29	2	6			28	28	67	7	30
労働機関	6	92	1	1				3					1	3	3		
司法機関	1	30						1						1			
精神保健団体	16	209	5	2	4	1		3					1	3	13		
学生教育実習	31	7				5	4	5					17	4	16	8	4
その他	60	2,619	5	10	4	2	1	29	3	4			2	7	43	6	4
計	597	9,789	93	87	62	35	6	157	26	27	0	1	103	116	344	41	97

関係機関別にみた技術指導・技術援助の状況は表1に示すとおりで、支援機関は保健所への援助が最も多く、次いで市町村、行政機関、医療機関の順となっている。

経年的にみた関係機関への技術指導・技術援助は表2のとおりである。

表2 関係機関への技術指導援助実績（年度別）

区分	年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
保健所		270	345	242	224	150	156	121	188	294	269
行政		103	129	164	167	131	99	68	59	51	42
市町村		37	51	71	83	79	86	86	54	99	132
医療		60	49	36	46	57	38	18	38	60	18
福祉		31	63	43	57	54	58	38	18	7	8
教育		106	148	151	170	127	102	47	39	12	14
労働		22	7	5	18	13	15	15	26	5	6
司法		2	3	4	24	26	43	26	24	3	1
各種精神保健団体		31	20	55	32	41	21	11	31	23	16
学生教育・実習		9	5	7	8	9	15	2	5	15	31
その他		30	45	53	67	75	80	25	23	47	60
合計		701	865	831	896	762	713	457	505	616	597

保健福祉部（保健所）に対する技術指導・技術援助は表3のとおりである

表3 保健福祉部別技術指導援助実施状況（平成16年度）

保健所 保健福祉部	実施回数(回)	参加人数(人)	技術指導援助内容(回)											
			企画 助言	情報 提供	ケース 援助	事例 検討会	デイ ケア	研修会 研究会	連絡 調整	委員会 会議	行政実 施指導	調査 研究	その他	
桑名	35	561	6	11					10	1				7
四日市	45	243	15	3	1	8		6	2				1	9
鈴鹿	33	170	11	5	3	2		6	3	1				2
津	28	140	8	1	5	1			3	4				6
松阪	34	376	2	3	1	2		11	4					11
南勢志摩	33	224	14	3		3	1	4	5					3
伊賀	35	402	9		1	4		7	3	4				7
紀北	8	115						6		1				1
紀南	18	451	1	1		2		10		2				2
合計	269	2682	66	27	11	22	1	60	21	12	0	1		48
市町村	132	1026	14	20	29	4		29	2	6				28

2. 当センターの技術支援方針

(1) 目的

地域の精神保健福祉活動を推進するため、県民局保健福祉部、市町村、教育、司法関係機関、精神保健福祉関係団体等に対して専門的立場から技術援助を行っていく。

(2) 内容

【保健福祉部に対する技術指導援助】

- ① 企画調整機能強化のための支援
 - ・ 研修機能、情報提供、管内の関係機関との連携強化のための援助
 - ・ 保健・医療・福祉にかかる計画の策定・実施・評価の推進
- ② 研修会・勉強会
 - ・ 市町村、関係機関、施設、団体、事業所等の職員に対して研修機能が発揮できるよう技術援助
- ③ 事例に対する相談援助

【市町村に対する技術指導援助】

- ① 事業企画への支援
- ② 事例に対する相談援助
- ③ 保健福祉担当職員の研修会、勉強会

【その他】

教育、司法、事業所、精神保健団体等関係機関への技術支援

(3) 体制

職種：医師、心理職、保健師、行政職が内容に応じて、1名～2名体制で支援を行っていく。

3. 教 育 研 修

- (1) 精神保健福祉研修
- (2) 学生実習

教 育 研 修

(1) 精神保健福祉研修会

当センターの研修は、全下県域において精神保健福祉活動を推進する専門機関を対象として実施している。

今年度実施した研修は以下のとおりである。

①センター主催で実施した研修

教育研修名	実施日	受講対象	受講者数
SST初級・実践研修会	平成16年5月12日	県保健福祉部、市町村の保健福祉担当者	27
精神保健福祉基礎研修会	平成16年5月18日	県保健福祉部、市町村の保健福祉新任担当者	172
老人精神保健福祉研修会	平成16年6月19日	保健、福祉、医療、その他関係者	94
ひきこもり対策研修会	平成16年7月30日	教育、医療、保健、福祉、その他関係者	249
人格障害研修会	平成16年8月20日	教育、医療、保健、福祉、その他関係者	253
SST中級研修会	平成16年9月13日	県保健福祉部、市町村の保健福祉担当者	13
政策研修会	平成16年10月5日	医療、司法、県・市町村関係者、社会復帰施設、その他関係者	84
思春期対策研修会	平成16年11月15日	当事者、家族、保健、福祉、医療、学校、その他関係者	85
人権研修会	平成17年2月24日	県保健福祉部、市町村の保健福祉担当者、社会福祉協議会、社会復帰施設職員	12

計9回 989名

SST初級研修会・実践研修会

デイケアが県保健福祉部や市町村で実施されているが、今回はSST技術の研鑽をし、今後のグループ活動のためのスキルとして役立てていくこととした。

日 程	内 容
平成16年5月12日 9:30~17:00 平成16年5月17日 13:30~17:00 平成16年6月~8月	初級研修 講師 SST普及協会認定講師（北林病院医療社会事業課） 吉田 みゆき先生（PSW） 実践研修 指導者 県立こころの医療センター 臨床心理士 榊原 規之 鈴鹿厚生病院 看護師 椎名 衛

精神保健福祉基礎研修会

今年度、精神保健福祉担当になった職員を対象に、本年度の精神保健福祉行政の方向性について共通の認識をもち、精神保健福祉行政にのっとった法定業務についての知識を深めた。また、精神疾患に対する基本的な理解と最近の治療について学んだ。

日 程	内 容
平成16年5月18日 10:00~16:30	・精神保健福祉法の概要 ・精神保健福祉の県、国の方向性について 県健康福祉部障害福祉室 村木専門監

	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の理解（精神障害者保健福祉手帳について、医療費公費負担制度について）　　こころの健康センター職員 ・精神疾患の概要とその対応について　　こころの健康センター所長 ・発達障害（ADHD・LD・高機能広汎性発達障害）の理解とその対応について　　県立小児心療センターあすなろ学園　松居医師
--	---

老人精神保健福祉研修会

今回は痴呆症状の中でも暴力行為を示す痴呆老人へのかかわりについて学ぶとともに、老いをよく生きる為の基本的問題と医療的な関わり方について学んだ。

日 程	内 容
平成16年6月19日 14:00～16:00	講演 座長　こころの健康センター所長　崎山　忍 「暴力行為を示す痴呆老人について」－老いの心外来を通じて－ 演者　県立こころの医療センター　医師　中林　正人 特別講演 座長　こころの健康センター所長　崎山　忍 「老いをよく生きる為に　基本的問題と医学的関わりかた」 演者　前東京慈恵会医科大学　精神科教授　新福　尚武先生

ひきこもり対策研修会

思春期の発達過程に沿ったこころの問題の理解を深め、治療や相談等の適切な支援が受けられるように教育、保健、医療関係者の対応を考えていった。

日 程	内 容
平成16年7月30日 10:30～12:30	講演　「ひきこもっている子どもたちへの理解と援助」 講師　川崎医科大学精神科教授　附属病院心療科部長 青木　省三先生

人格障害研修会

人格の豊かな発展を促し、支援するために必要な、発達段階での適切な環境設定、或いは危機的状況での支援について学んだ

日 程	内 容
平成16年8月20日 13:45～15:45	講演　「学齢期の人格発達の問題とその支援」 講師　こころの健康センター　所長　崎山　忍

S S T 中級研修会

S S T 初級研修を終了した方を対象に、相互の交流をはかりながらリーダーとしてのレベルアップをはかる。

日 程	内 容
平成16年9月13日 9:30～16:30	内容　S S T グループの効果的運営方法、課題設定の仕方などについて体験的に学習をする 講師　S S T 普及協会認定講師（北林病院医療社会事業課） 吉田　みゆき先生（P S W）

政策研究会

平成17年3月施行予定の心神喪失者等医療観察法の成り立ちおよび今後の課題について学ぶとともに、本制度の利用対象者の社会復帰の促進をはかるために必要な各関係機関での協力について確認をしてい

った。

日 程	内 容
平成16年10月5日 13:30～16:30	行政報告 「心神喪失者等医療観察法にむけて三重県における現状」 報告者 障害福祉室 企画、精神保健福祉グループ 牧戸 貞主 査 講演 「心神喪失者等医療観察法」による医療と地域処遇のあり方について 講師 医療法人財団 松原愛育会松原病院理事長 松原 三郎先生

思春期対策研修会

ひきこもり問題を考えるとき、家庭でのひきこもり状態から次の居場所への一歩を踏み出すには様々な準備やはたらきが必要となります。そこで、研修をとおして和歌山大学で取り組まれている訪問活動等の援助方法について学んだ。

日 程	内 容
平成16年11月15日 14:00～16:00	講演 ひきこもりからの助走「和歌山大学で実施されているひきこもり回復プログラムから学ぶ」 講師 和歌山大学保健管理センター所長 宮西 照夫先生

人権研修会

平成12年の社会福祉法制定以来、福祉サービスは利用者と提供者との契約関係の上に成り立つという基本的概念が浸透した。今回は日頃の取り組みを振り返り、利用者の権利擁護について話し合った。

日 程	内 容
平成17年2月24日 13:30～16:30	講義及びグループワーク 「権利とは？今一度、権利について考えてみませんか」 講師 社会福祉法人ジェイエイみえ会 精神障害者地域生活支援センター ふれあいの家所長 南川久美子氏

(2) 学生実習

実習

学 校 名	実施回数	受講者数
三重大学医学部学生	4	3
日本福祉大学学生	12	1
合 計	16	4

講義

学 校 名	実施回数	受講者数
三重大学医学部学生	2	200

4. 普 及 啓 発

- (1) 所報「平成15年度版こころの健康センター所報」の発行
- (2) パンフレットの作成
- (3) ホームページの更新
- (4) 講演活動

普及啓発

(1) 「平成15年度版 こころの健康センター所報」の発行

平成16年8月に800部を作成し、関連諸機関に配布した。

(2) パンフレットの作成・配布

パンフレット名	印刷部数
「薬（シンナー、覚醒剤）を使いはじめたら一家族との関わり方」	1,000部
「通院医療費公費負担制度についてのお知らせ」	10,000部
「災害時のこころのケア」	2,000部

(3) ホームページの更新

アドレス <http://www.pref.mie.jp/KOKOROC/HP/>

(4) 講演活動

精神保健に関する知識の普及・啓発を目的とし、関係機関からの要請により講演活動を実施している。今年度の講演回数は47回で対象は2,157名であった。今年の特徴はメンタルヘルスについての講演依頼が多くなっており、特に保健所・市町村からの要望が多かった。中高年の自殺の増加が社会問題になっており、一次予防としてのこころの健康づくりへの要望が今後も高まると思われる。

	老人	思春期	薬物	社会復帰促進	疾患理解	メンタルヘルス	危機管理	総計
保健所	0	1	0	3	4	11	1	20
	0	100	0	45	296	349	39	829
市町村	0	0	0	1	4	6	0	11
	0	0	0	8	96	226	0	330
福祉機関	0	0	0	0	3	0	0	3
	0	0	0	0	126	0	0	126
教育機関	0	0	0	0	0	3	0	3
	0	0	0	0	0	300	0	300
行政	0	0	0	2	0	2	1	5
	0	0	0	100	0	56	100	256
その他	0	0	0	0	1	3	1	5
	0	0	0	0	100	116	100	316
総計	0	1	0	6	12	25	3	47
	0	100	0	153	618	1,047	239	2,157

※上段 回数
下段 人数

1 保健所

年	月	日	名称	内容	実施主体	対象	人数	対応者
16	6	8	こころの健康づくり研修会	うつ病の早期発見と対応について	紀南保健福祉部	保健、福祉、医療関係者	63	医師
16	6	22	精神保健福祉講座	精神障害者の理解のために	四日市保健福祉部、菟野町社会福祉協議会	精神保健ボランティア	19	保健師
16	7	22	三泗地域精神保健福祉連絡会	統合失調症の理解	四日市保健福祉部	保健、福祉、医療関係者	30	医師
16	8	10	リスナー指導者研修	交流分析、SK法	桑名保健福祉部	市町村・保健福祉部職員	14	心理技術者、保
16	8	17	朝日町リスナー養成研修	メンタルヘルスの基礎知識	四日市保健福祉部	町職員、保健福祉部職員	26	医師
16	8	24	リスナー養成研修	メンタルヘルスの基礎知識	四日市保健福祉部	民生委員、ボランティア、町職員他	28	医師
16	8	25	リスナー養成研修	メンタルヘルスの基礎知識	南勢志摩、松阪保健福祉部	栄養士、ボランティア	15	医師
16	9	14	三泗地域精神保健福祉連絡会	ひきこもり支援	四日市保健福祉部	ボランティア、市職員他	100	医師
16	10	6	リスナー養成研修	五感の訓練「ブランドウォーキング」	四日市保健福祉部	ボランティア、町職員他	18	保健師
16	10	15	リスナー養成研修	メンタルヘルスの基礎知識ーうつ病を中心にー	紀南保健福祉部	町民、民生委員	60	医師
16	11	1	リスナー研修	こころに病を持つ方への役割	津保健福祉部	民生委員他	16	医師
16	11	10	東員町リスナー研修会	「五感を磨こう」、交流分析	桑名保健福祉部	民生委員、母子保健推進員	17	保健師
16	11	10	リスナー研修	みんなで考えましょう(SK法、ブランドウォーク)	紀南保健福祉部	住民、民生委員	59	保健師
16	11	11	精神保健福祉ボランティア講座	こころに病を持つ方への役割	南勢志摩保健福祉部	ボランティア受講生	10	医師
16	11	24	リスナー研修	みんなで考えましょう(傾聴体験)	紀南保健福祉部	村民、民生委員	58	保健師
16	12	13	リスナー研修	体験学習「出会い体験」	鈴鹿保健福祉部	市町村、保健福祉部職員	31	保健師
17	1	12	家族会研修会	統合失調症の治療	四日市保健福祉部	家族会、縣市町村職員	53	医師
17	1	13	精神保健福祉研修会	人格障害者への関わりについて	四日市、鈴鹿保健福祉部	医療、福祉、保健関係者	150	医師
17	2	8	健康危機管理研修会	こころの危機管理	紀南保健福祉部	警察・消防署職員、市町村・県職員	39	医師
17	3	2	リスナー研修	リラクゼーション～タッピングタッチ～	鈴鹿保健福祉部	民生委員、母子保健推進員、ボランティア	23	保健師

2 市町村

年	月	日	名称	内容	実施主体	対象	人数	対応者
16	5	26	リフレッシュ教室	こころのリフレッシュ	津市	市民	27	保健師
16	4	26	精神保健福祉基礎研修会	「精神疾患とその対応」「精神保健福祉の基礎知識」	浜島町	町職員、民生委員、在介センター、社経	19	医師、担当主幹
16	6	17	小俣町精神障害ホームヘルパー研修会	「精神障害者の基礎知識」「精神障害者の行政施策とサービス」	小俣町	ヘルパー、町職員	8	医師、保健師
16	6	23	青山町こころの健康づくり事業	メンタルヘルスの基礎知識	青山町	民生委員	30	医師
16	7	28	四日市市リラクゼーション教室	自分の性格を知る	四日市市	市民	17	保健師
16	8	23	管理職研修	メンタルヘルスについて	名張市	市管理職	120	医師
16	8	27	メンタルヘルス講座	ストレス関連疾患について	島ヶ原村	村民	17	医師、保健師
16	9	2	メンタルヘルス研修会	職場内のメンタルヘルスの対応～管理職の役割とは～	青山町	町職員	14	医師、保健師
16	9	11	人権啓発研修	精神障害の理解と対応	桑名市	市民、市職員	30	医師
16	9	13	精神保健福祉研修会	精神障害について	鳥羽市	市民、市職員	30	医師
17	2	23	四日市市リラクゼーション教室	エゴグラム、ストレスコーピング	四日市市	市民	18	保健師

3 福祉機関

年	月	日	名称	内容	実施主体	対象	人数	対応者
16	6	8	こころの健康づくり研修会	うつ病の早期発見と対応について	紀南保健福祉部	保健、福祉、医療関係者	63	医師
16	11	18	桑名市職員人権研修会	障害者への対応	三重県ホームヘルパー協議会	ヘルパー	46	医師
16	11	25	ヘルパー研修、テーマ別技術向上研修	精神障害者への対応	三重県社会福祉協議会	ヘルパー	17	医師

4 教育機関

年	月	日	名称	内容	実施主体	対象	人数	対応者
16	10	18	三重大メンタルヘルスセミナー	「大学生のメンタルヘルス」	三重大学	三重大学職員	100	医師
16	10	18	三重大メンタルヘルスセミナー	「大学生のメンタルヘルス」	三重大学	三重大学学生	100	医師
16	11	12	三重大学生講義	地域のメンタルヘルス	三重大学	三重大学学生	100	医師

5 行政

年	月	日	名称	内容	実施主体	対象	人数	対応者
16	6	30	職員研修	職場のメンタルヘルス	津地方法務局	法務局職員	26	医師
16	7	6	職員研修	職場のメンタルヘルス	津地方法務局	法務局職員	30	医師
16	9	23	学生講義	災害時のこころの問題について	県消防学校	県消防学校生	100	医師
16	11	18	職員研修	精神保健福祉法について	あすなろ学園	学園職員	50	医師
17	2	9	職員研修	精神保健福祉法について	こころの医療センター	センター職員	50	医師

6 その他

年	月	日	名称	内容	実施主体	対象	人数	対応者
16	5	20	メンタルヘルス研修会	職場のメンタルヘルス	中部電力	中部電力鈴鹿営業所 幹部職員	24	保健師
16	9	14	安全衛生集会	メンタルヘルスについて	県自治労働組合	自治労委員	30	医師
16	11	16	メンタルヘルスセミナー	中間管理職のうつ等の理解	百五銀行	銀行職員	100	医師
16	12	18	研修会	PTSD	看護協会	看護師	100	医師
17	2	7	メンタルヘルスケア研修会	職場のメンタルヘルスケア	大山田人権問題企業連合会	大山田人権問題企業連合会会員	62	医師

5. 精神保健福祉相談

- (1) 精神保健福祉相談
(こころの健康相談・こころのテレフォン相談)
- (2) 思春期講座

精神保健福祉相談

(1) 精神保健福祉相談（こころの健康相談・こころのテレフォン相談）

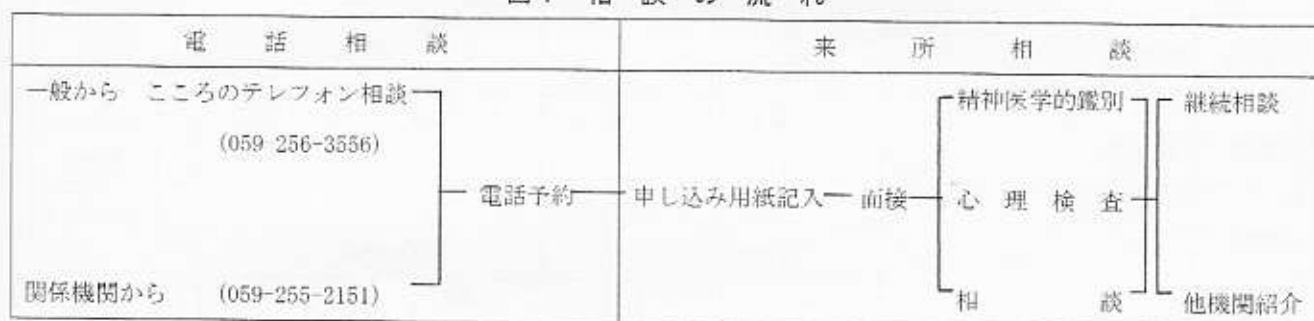
精神保健福祉相談事業は、「こころの健康相談」（来所相談）と「こころのテレフォン相談」（電話相談）に分けられる。

「こころの健康相談」は、思春期・老年期・アルコールのような特定相談も含め、毎週火・金を原則として相談に応じてきた。平成16年度の相談員は、医師3名（所長、精神科医2名（常勤1名、非常勤1名））、保健師4名、心理判定員1名の計8名である。

「こころのテレフォン相談」は、毎週月～金曜日の午前10時～午後4時まで、専用電話にて相談に応じている。その対応は専任の嘱託相談員（看護職）2名があたっている。

相談の流れは、図1に示してある。この基本的な考え方は所内でそれぞれの専門職種が互いに検討を行い、それぞれの相談内容に適した方法がとれるようになっている。

図1 相談の流れ



平成16年度における相談の概要は以下のとおりである。

相談件数は、表1のとおりである。前年度と比べると、こころの健康相談が106.3%、こころのテレフォン相談が90.0%である。内、新規件数は157.6%、91.9%となっており来所相談が増加している。これは、7月から「ひきこもり・思春期相談」が新たに開設されて相談件数が増えたためである。

表1 平成16年度 相談件数

	件 数	構 成 比 (%)	前 年 度 比 (%)
こころの健康相談（来所相談）	370 (227)	8.7	106.3 (157.6)
こころのテレフォン相談	3,893 (939)	91.3	90.0 (91.9)
(再掲) ひきこもり・思春期相談	156 (106)	3.7	
(再掲) 思春期	321 (204)	7.5	122.1 (87.6)
(再掲) 老年期	543 (140)	12.7	133.4 (81.8)
(再掲) アルコール	14 (12)	0.3	93.3 (85.7)
計	4,263 (1,116)	100.0	91.3 (100.0)

* () 内は新規件数再掲

最近5年間の年度別相談件数の推移は表2のとおりである。平成13年度は新規事業の開始（こころのケアネットワーク事業）、ベンチマーキングによる方向の転換、法定業務の準備等により相談件数が減っている。また平成15年度には、可能な限り地域の社会資源につなげて行くということで、継続相談よりも他機関を紹介するケースが増え、総件数がそれまでの3分の1になった。今年度については、7月から開設された「ひきこもり・思春期相談」の影響もあり、新規件数が増加している。

表2 精神保健福祉相談件数（年度別）

項 目		年 度				
		H12	H13	H14	H15	H16
こころの健康相談（来所相談）		1,931 (258)	972 (118)	977 (144)	348 (144)	370 (227)
こころのテレフォン相談		4,593 (992)	3,636 (928)	4,652 (947)	4,321 (1,022)	3,893 (939)
(再掲)	ひきこもり・思春期相談					156 (106)
(再掲)	思春期	737 (239)	345 (202)	359 (202)	263 (233)	321 (204)
(再掲)	老年期	374 (113)	283 (71)	358 (63)	407 (171)	543 (140)
(再掲)	アルコール	26 (18)	20 (17)	17 (14)	15 (14)	14 (12)
計		6,524 (1,250)	4,608 (1,046)	5,629 (1,091)	4,669 (1,166)	4,263 (1,166)

相談者別件数（表3）をみると、例年通り本人の割合が84.9%と高い。

表3 相談者別件数

相談種別 相談者	こころの健康 相談	(再掲) ひきこもり・思春期相談	こころのテレフォ ン相談	計	構成比(%)
本 人	211(99)	63(42)	3,437(929)	3,648(1,028)	84.9(66.6)
家 族	175(126)	112(76)	414(339)	589(465)	13.7(30.1)
そ の 他	19(13)	7(6)	40(37)	59(50)	1.4(3.3)
計	405(238)	182(124)	3,891(1,305)	4,296(1,543)	100.0(100.0)

* () 内は新規件数内数 重複あり

表4 年代別、性別 相談件数

区分	こころの健康相談			こころのテレフォン相談			合計			総相談件数に対する比率 (%)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
0～5歳	0 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (1)	4 (1)	9 (2)	5 (1)	5 (1)	10 (2)	0.2
6～12歳	3 (3)	2 (3)	5 (6)	7 (6)	11 (8)	18 (14)	10 (9)	13 (11)	23 (20)	0.5
13～15歳	15 (6)	7 (6)	22 (12)	16 (11)	18 (13)	34 (24)	31 (17)	25 (19)	56 (36)	1.3
16～18歳	12 (9)	16 (12)	28 (21)	38 (26)	68 (19)	106 (45)	50 (35)	84 (31)	134 (66)	3.1
児童計	30 (18)	26 (21)	56 (39)	66 (44)	101 (41)	167 (85)	96 (62)	127 (62)	223 (124)	5.2
19～22歳	54 (35)	9 (9)	63 (44)	61 (26)	59 (44)	120 (70)	115 (61)	68 (53)	183 (114)	4.3
23～29歳	53 (31)	32 (17)	85 (48)	62 (33)	110 (54)	172 (87)	115 (64)	142 (70)	257 (134)	6.0
30～39歳	46 (34)	50 (16)	96 (50)	104 (56)	472 (116)	576 (172)	150 (90)	522 (132)	672 (222)	15.8
40～49歳	12 (7)	9 (4)	21 (11)	134 (37)	1,049 (80)	1,183 (117)	146 (44)	1,058 (84)	1,204 (128)	28.2
50～59歳	9 (8)	19 (8)	28 (16)	44 (22)	821 (67)	865 (89)	53 (30)	840 (75)	893 (105)	20.9
60～64歳	2 (1)	3 (3)	5 (4)	425 (59)	64 (20)	489 (79)	427 (60)	67 (23)	494 (83)	11.6
65～69歳	3 (3)	3 (3)	6 (6)	14 (3)	68 (12)	82 (15)	17 (6)	71 (15)	88 (21)	2.1
70歳～	1 (1)	3 (4)	4 (5)	9 (6)	72 (26)	81 (32)	10 (7)	75 (30)	85 (37)	2.0
成人計	180 (120)	128 (64)	308 (184)	853 (242)	2,715 (419)	3,568 (661)	1,033 (362)	2,843 (482)	3,876 (844)	91.0
不明	4 (2)	2 (2)	6 (4)	51 (27)	106 (76)	157 (103)	55 (29)	108 (78)	163 (107)	3.8
合計	214 (140)	156 (87)	370 (227)	970 (313)	2,922 (536)	3,893 (939)	1,184 (453)	3,078 (622)	4,263 (1,166)	100.0

※ () 内は新規件数再掲

次に、年代別、性別相談件数(表4)をみると、年代別には来所相談が20代・30代、テレフォン相談は40代・50代の相談が多い。

テレフォン相談については昼間の時間帯であるということと、40代の女性のリピーターが多いことがあり

女性の件数が多くなっている。

表5 保健所管内別相談件数

保 健 所	こころの健康相談	こころのテレフォン相談	計	構成比 (%)
桑 名	44 (24)	113 (65)	157 (89)	3.7
四 日 市	33 (21)	148 (99)	181 (120)	4.2
鈴 鹿	24 (15)	1,456 (136)	1,480 (151)	34.7
津	115 (71)	795 (209)	910 (279)	21.4
松 阪	39 (16)	751 (78)	790 (94)	18.5
伊 勢	58 (42)	177 (95)	235 (136)	5.5
伊 賀	35 (29)	97 (59)	132 (87)	3.1
紀 北	3 (1)	22 (8)	25 (9)	0.6
紀 南	0 (0)	17 (5)	17 (5)	0.4
県 外	7 (2)	86 (48)	93 (50)	2.2
不 明	12 (5)	231 (137)	243 (142)	5.7
計	370 (227)	3,893 (939)	4,263 (1,166)	100.0

※ () 内は新規件数内数

次に、保健所管内別相談件数(表5)をみると、来所相談では津・伊勢・桑名が多く、この3保健所管内で全体の67.2%を占める。次に松阪・伊賀・四日市と続く。紀北・紀南は少なく、地理的な要因は大きいと思われる。テレフォン相談は、鈴鹿・津・松阪が多くなっている。新規件数をみると、来所相談、テレフォン相談共に、昨年同様津が多くなっている。

相談内容別件数については、こころのテレフォン相談、来所相談別に図2、図3に示す。

図2 テレフォン相談内容別件数

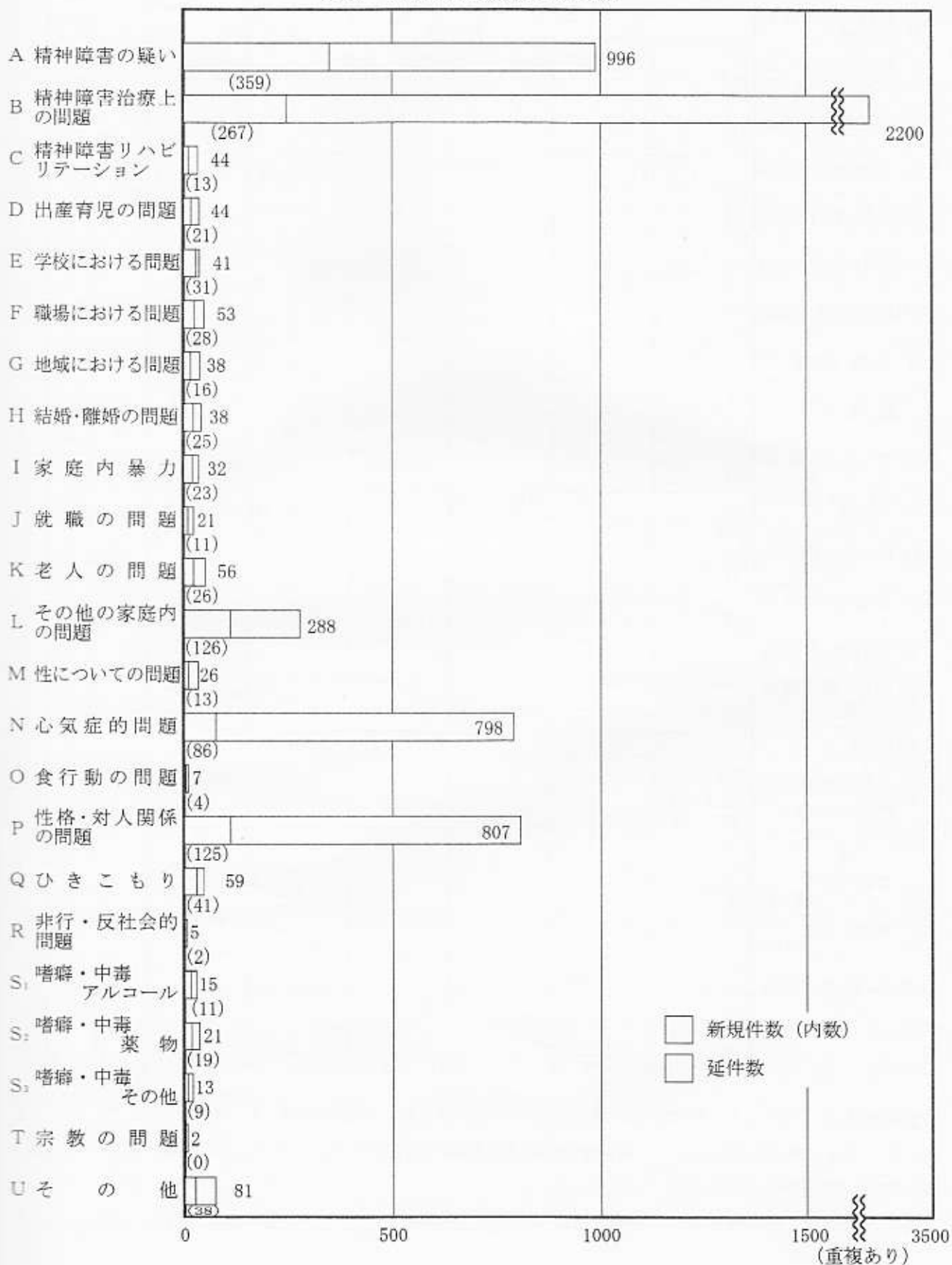
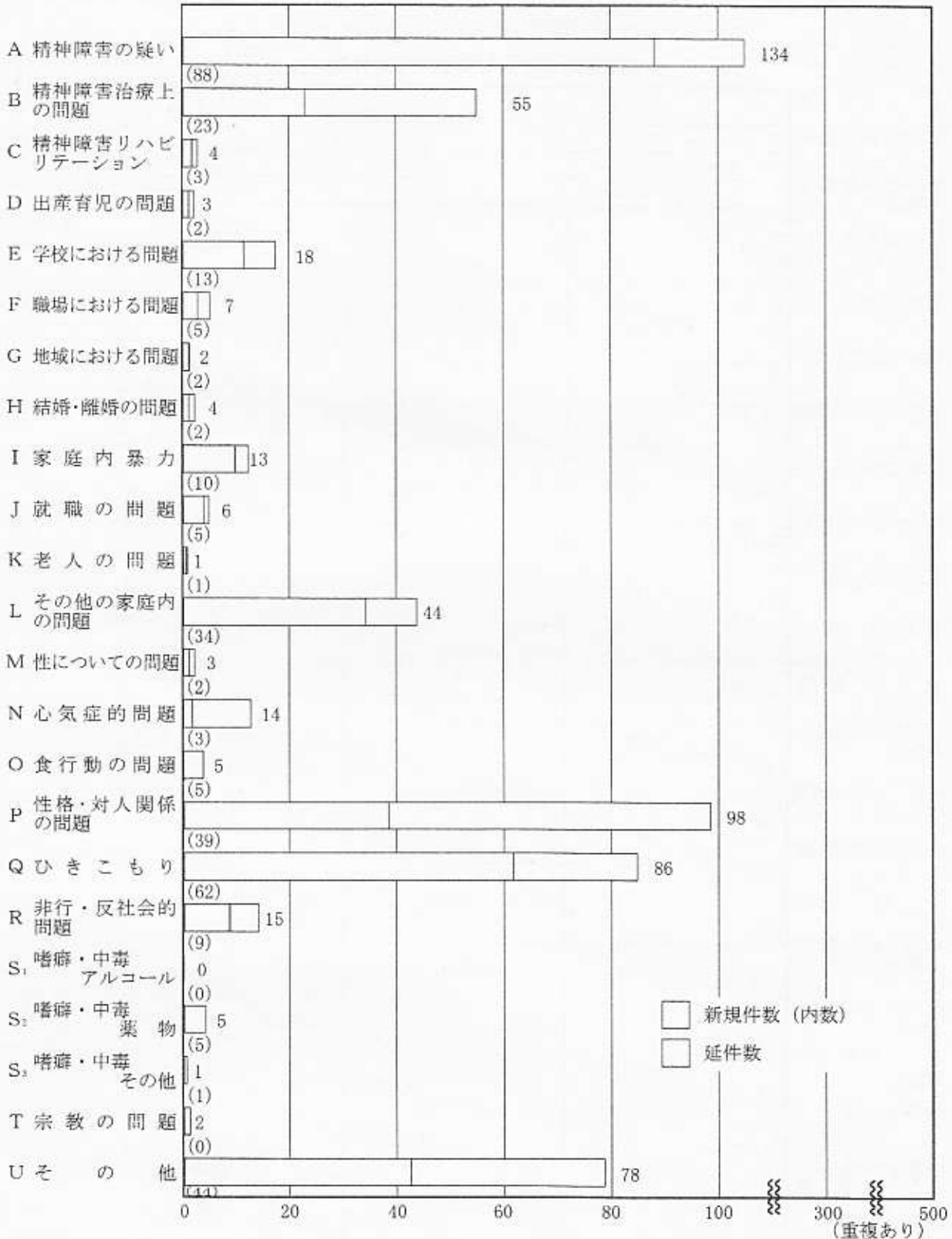


図3 来所相談内容別件数



内容を大きく分けると、精神障害に関したもの（A, B, C）と適応障害（D～U）に分けることができる。テレフォン相談を見てみると、精神障害治療上の問題での相談が多い。また、適応障害の部分では性格・対人関係の問題や心気症的問題での相談が多い。

来所相談では、精神障害の疑いがあるが医療機関にまだ受診していない段階の相談が多い。また、ひきこ

もり・思春期相談の窓口を開設した関係で、性格・対人関係の問題やひきこもり問題についての相談が増えている。

〈特定専門相談〉

思春期相談

表6 思春期内容別相談件数

	来所相談 (%)	テレフォン相談 (%)	計 (%)
A 精神障害の疑い	55 (30.6)	71 (22.3)	126 (25.3)
B 精神障害治療上の問題	4 (2.2)	69 (21.7)	73 (14.7)
C 精神障害リハビリテーション	1 (0.6)	1 (0.3)	2 (0.4)
D 出産・育児の問題	1 (0.6)	4 (1.3)	5 (1.0)
E 学校における問題	13 (7.2)	24 (7.5)	37 (7.4)
G 地域における問題	1 (0.6)	1 (0.3)	2 (0.4)
H 結婚・離婚の問題	0 (0)	2 (0.6)	2 (0.4)
I 家庭内暴力	3 (1.7)	4 (1.3)	7 (1.4)
J 就職の問題	2 (1.1)	4 (1.3)	6 (1.2)
L その他の家庭内の問題	0 (0)	19 (6.0)	19 (3.8)
M 性についての問題	8 (4.4)	11 (3.5)	19 (3.8)
N 心気症的問題	1 (0.6)	44 (13.8)	45 (9.1)
O 食行動の問題	1 (0.6)	0 (0)	1 (0.2)
P 性格・対人関係の問題	15 (8.3)	34 (10.7)	49 (9.8)
Q ひきこもり	59 (32.7)	15 (4.7)	74 (14.9)
R 非行・反社会的問題	8 (4.4)	1 (0.3)	9 (1.8)
S 嗜癖・中毒	0 (0)	4 (1.3)	4 (0.8)
U その他	8 (4.4)	10 (3.1)	18 (3.6)
計	180 (100.0)	318 (100.0)	498 (100.0)

(重複あり)

思春期は、中学生から大学卒業までの年齢（13歳～22歳）を考えている。表6に思春期の相談内容別件数を示した。

来所相談は、180件あり、来所相談全件数の30.2%である。内容別にみると、ひきこもりに関する相談が最も多く59件（9.9%）で、次に精神障害の疑いに関する問題が55件（9.2%）と続いている。

テレフォン相談は、318件でテレフォン相談件数の5.6%である。内容別にみると精神障害の疑いに関する問題と精神障害治療上の問題が多く、次いで、心気症的問題が続いている。

老年期相談

表7 老年期内容別相談件数

	来所相談 (%)	テレフォン相談 (%)	計 (%)
A 精神障害の疑い	5 (25.0)	105 (13.1)	110 (13.4)
B 精神障害治療上の問題	1 (5.0)	307 (38.4)	308 (37.6)
C 精神障害リハビリテーション	0 (0)	6 (0.8)	6 (0.7)
G 地域における問題	1 (5.0)	4 (0.5)	5 (0.6)
H 結婚・離婚の問題	0 (0)	1 (0.1)	1 (0.1)
K 老人の問題	1 (5.0)	23 (2.9)	24 (2.9)
L その他の家庭内の問題	2 (10.0)	34 (4.3)	36 (4.4)
N 心気症的問題	2 (10.0)	189 (23.6)	191 (23.3)
O 食行動の問題	0 (0)	1 (0.1)	1 (0.1)
P 性格・対人関係の問題	6 (30.0)	116 (14.4)	122 (14.9)
Q ひきこもり	0 (0)	2 (0.3)	2 (0.2)
S 嗜癖・中毒	0 (0)	7 (0.9)	7 (0.9)
U その他	2 (10.0)	5 (0.6)	7 (0.9)
計	20 (100.0)	800 (100.0)	820 (100.0)

(重複あり)

60歳以上の老年期の相談は、今年度は820件であり、全件数の13.1%である。来所相談は増えているが、テレフォン相談は302件減っている。テレフォン相談では精神障害治療上の問題や心気症的問題が多い。

アルコール相談

アルコール相談の件数は、今年度は14件で全件数の0.2%である。アルコールに関する相談はアルコール専門病棟をもつ県立病院が隣接市にあることや、各保健所で相談を行っていることにより、例年通り、当センターにもちこまれることは少ないと思われる。

(2) 思春期講座（家族教室）

ひきこもりや不登校、対人関係上の悩みなど思春期のこころの問題が社会的な関心を集めています。思いがけず子どもが自分さがしに立ち止ったとき、ややもすると家庭内で問題を抱え長期化してしまう場合も少なくありません。

揺れ動く思春期のこころは本人自身も戸惑いやすく、子どもの自分探しを家族がどう見守りつきあっていくのかが問われるところでもあります。自分探しへの一歩を踏みだそうとしている子どもの揺れる思いが時には、不登校ぎみとなったり、引きこもりがちになるなど何らかの対人関係上の問題につながる場合もあります。

そこで、今回の講座は、そうした対人関係上の問題で悩んでいる家族を対象に思春期の子どもの理解と対応について、知識を深めていくことをねらいとして、講座を実施した。

参加家族は18家族である。今年度も可能な限り参加者同士のグループワークをもちこみ、互いに意見交換をしたり、対応の工夫について情報交換をする時間を多く取った。

思春期講座のプログラム別参加者は下記のとおりである。

(プログラム)

日 時	内 容	講 師	参加人数
①H16. 11. 19(金) 13:00～16:00	ワークショップ「子どもの内面をみつめてみよう」	独立行政法人国立病院機構 榊原病院 長尾 圭造院長	13
②H16. 12. 3(金) 13:00～16:00	いじめを受けた子への対応のヒント (個別面談形式)	独立行政法人国立病院機構 榊原病院 長尾 圭造院長	11
③H17. 1. 13(木) 13:00～16:00	ひきこもりの理解と家族の対応のヒント	森本メンタルクリニック 森本 義典院長	9
④H17. 2. 7(月) 13:00～16:00	思春期の子どもとのよりよいコミュニケーション	日本アドラー心理学会認定カウンセラー・三重県教育委員会スクールカウンセラー 松田 郁子先生	7
⑤H17. 3. 15(火) 13:00～16:00	OB会からのメッセージ 思春期講座のまとめとして	こころの健康センター職員 思春期講座受講修了者	9

6. 組 織 育 成

- (1) 家族会・リーダー研修会
- (2) 精神保健福祉ボランティアの育成
- (3) 思春期アドバイザー養成講座
- (4) 断酒会・アルコールネットワーク

(1) 家族会・リーダー研修会

① 家族会

○三重県精神障害者家族会連合会(三家連)

三家連は昭和44年に発足し、35年が過ぎようとしている。会員の高齢化や新会員の確保などの問題を抱かえながらも、地域においては、保健、医療、福祉等関係機関の連携強化に加えて、精神保健ボランティアの支援を得ながら、精神障害者の社会復帰など様々な活動への取り組みがなされている。

センターは家族会の育成とともに、こうした関係領域拡大と連携の強化を目指して支援を行っており、三家連の運営に関する側面的支援はもとより、例年開催される三家連精神保健福祉大会の実行委員や三家連理事会での助言及び参加、研修講師などを行っている。

○精神障害者地域家族会

県内の家族会は現在、病院家族会5ヶ所、地域家族会12ヶ所、その他の家族会(社会復帰関連施設等)2ヶ所が活動しており、県内に拠点が網羅されている。しかし、各家族会とも役員の高齢化が進み、会の運営に悩みが生じてきていることが課題となっている。

表1. 支援状況

	回(件)数	対象者延人数
理事会への参加 運営支援	9	186
三家連精神保健福祉大会 (三家連主催)	1	500

(2) 精神保健福祉ボランティアの育成

県域の精神保健福祉ボランティアの組織である「三重県精神保健福祉ボランティア連絡協議会」と当センターの精神保健福祉ボランティア教室修了生で組織している「三重てのひら」への運営に対し助言等の支援を行った。

① 三重県精神保健福祉ボランティア連絡協議会

平成元年から実施している当センターの精神保健福祉ボランティア教室がモデルとなり順次保健所・社会福祉協議会主催の教室が開催され各地に精神保健福祉ボランティアグループが結成されてきた。

平成10年度に7つの精神保健福祉ボランティアグループ代表が集まり、相互の情報交換、資質の向上を目的に連絡協議会結成の合意をし、平成11年度に発足した。

○平成16年度活動内容

県内での精神障害者のバレーボールの普及とスポーツの振興を目的に活動を行った。又、県内のボランティアの交流会の開催、各地での研修会に参加し資質の向上を図った。

①こころのスポーツリーダー養成講座

日時：H16. 5. 29 (土) 16名
7. 25 (日) 21名
10. 3 (日) 81名
11. 13 (土) 12名

場所：こころの医療センター

参加者：病院、ボランティア 等

②三重県精神保健福祉ボランティアの集い

日時：平成17年3月27日 (日)

場所：三重県立こころの医療センター

参加者数：32名

内容：講話 「メンバーさんとの関わり方」

こころの医療センター院長 原田 雅典 先生
分科会

第一分科会：メンバーさんとの関わり方

第二分科会：フリートーク

③研修会への参加

・精神保健福祉ボランティア全国大会 in 秋田

日時：H16. 10. 27～10. 28

場所：横手市ふれあいセンターかまくら館

④運営委員会の開催 6回

② 三重てのひら

平成元年から始まった当センターの精神保健福祉ボランティア教室修了生により、平成4年度に結成され、県内各地で活動をしている。

○平成16年度の活動内容

①サロンの開催 (月2回) (平成15年度からデイケアが終了となったため)

②運営委員会 4回

(3) 思春期アドバイザー養成講座

思春期講座が終了した後も子供たちの抱える問題はなかなか解決していかず家族の悩みは続いていく。そのような時期を家族が共に乗り越えていこうと、OB会が結成された。思春期の子供を理解し、揺れ動く子ども達にどのように対応していくのか、どのようにしたらできるかを会員相互に相談し合っていき、これらの知識や経験をいかし、今後もそのような家族に対応して身近に相談にのれるような知識と技術を身につけていくことを目指している。

思春期アドバイザー養成講座 (思春期OB会) 実施状況

月一回の例会は、平成16年4月から平成17年3月 (12月を除く) 毎月約3名～7名の参加があった。参

加者が共に体験談を述べたり、様々な情報交換を行った。また日頃出席していない会員も、新たな悩みを抱えその対応に困って相談の場所があることを思いだし参加した人もいた。

①例会（グループワーク） 毎月第4木曜日（14：00～16：00）

参加者

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	1月	2月	3月
人数	6	2	7	7	4	休	5	1	1	1	3

合計 37人

(4) 断酒会・アルコールネットワーク

三重断酒新生会は昭和47年に結成され、アルコール依存症の自助組織として独自の活動を行っている。6ブロック18支部で各々例会（月1～4回）を開催している。

アルコールネットワークは、断酒会、医療機関、相談機関からなる連携組織で啓発活動などを行っている。

この他県内では、AA（Alcoholics Anonymous）グループ活動も、津市で週1回開催されている。家族支援としては、「家族例会」が本部・北勢・中勢・一志・伊賀・松阪・南勢・紀州ブロックで開催され、それぞれの地域に根ざした活動が行われている。

センターでは、断酒会との共催による研修やセミナーの開催やアルコールネットワーク活動について必要に応じ、支援を行っている。

平成16年度の協力支援状況は次のとおりである。

	回（件）数	対象者延人数
関西アルコール関連問題学会	1	375

7. 精神障害者福祉推進事業

- (1) 精神障害者自立援助
- (2) 社会復帰関連施設支援

精神障害者福祉推進事業

(1) 精神障害者自立援助

①研修会

精神症状についてうまくつきあえる方法を学習し、より楽に生活できる方法を見出すために当事者および関係者を対象に研修会を開催した。

日時	内容	参加者
平成16年 12月19日 14:00～16:00	講演 「統合失調症の最新の治療について」 三重大学医学部精神神経科 教授 岡崎 祐士先生	当事者、施設職員、精神保健ボランティア、家族会、病院関係者

②当事者会

平成14年度より毎週金曜日は元デイケアメンバーにフリースペースとしてディルームを開放している。利用者は毎回1～2名の参加であった。

平成15年度からは、月曜日に行っていたデイケアが終了し、新たにサロンとして発足することになり、当事者会は平成15年3月で休会することになった。

フリースペース利用状況

回数	延べ利用者数	平均参加者数	内 容
24	38	1.6	雑談、休養等

(2) 社会福祉関連施設支援

社会福祉関連施設職員の資質の向上を図るための研修と、交流会への参加を行った。

①研修会

上記の精神障害者自立援助での研修会を合同開催した。

②交流会への参加

8月24日 ジェイエイみえ会 地域生活支援センター

8. 精神医療審査会に関する事務

項目	内容
1	精神医療審査会の設置
2	審査会の組織
3	審査会の権限
4	審査会の業務
5	審査会の報告
6	審査会の評価
7	審査会の改善



精神医療審査会に関する事務

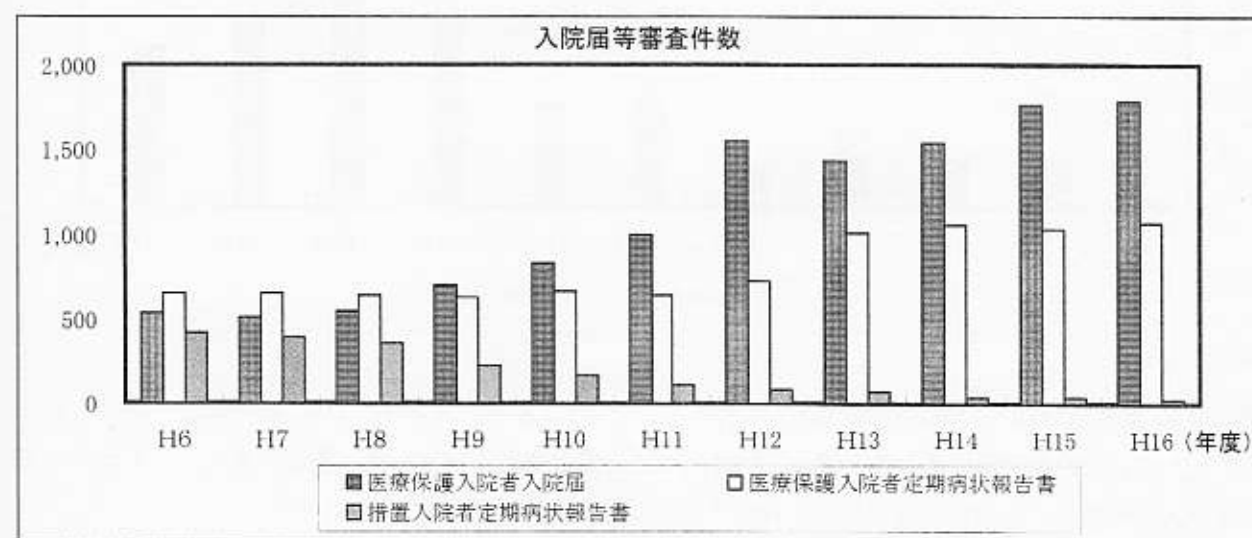
精神医療審査会では、医療保護入院者の入院届け並びに措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査と、精神病院に入院中の者、又はその保護者からの退院・処遇改善の請求の審査を公平かつ専門的な見地から行います。

定期の報告などの届出状況

医療保護入院者の入院届	措置入院者の定期病状報告	医療保護入院者の定期病状報告	計	審査結果		
				現入院形態での継続	他の入院形態へ移行	入院継続の必要なし
1,789	25	1,070	2,884	2,884	0	0

○入院届等審査件数年次推移

項目	年度										
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
医療保護入院者入院届	534	512	548	704	833	990	1,554	1,433	1,533	1,766	1,789
（他の入院形態が妥当）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
医療保護入院者定期病状報告書	646	653	641	625	665	638	724	1,004	1,059	1,035	1,070
（他の入院形態が妥当）	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)
措置入院者定期病状報告書	416	392	352	227	163	102	84	67	32	32	25
（他の入院形態が妥当）	(1)	(2)	(1)	(0)	(2)	(4)	(2)	(8)	(0)	(0)	(0)
計	1,596	1,557	1,541	1,556	1,661	1,730	2,362	2,504	2,624	2,833	2,884
（他の入院形態が妥当）	(2)	(2)	(2)	(0)	(2)	(5)	(2)	(10)	(0)	(0)	(0)



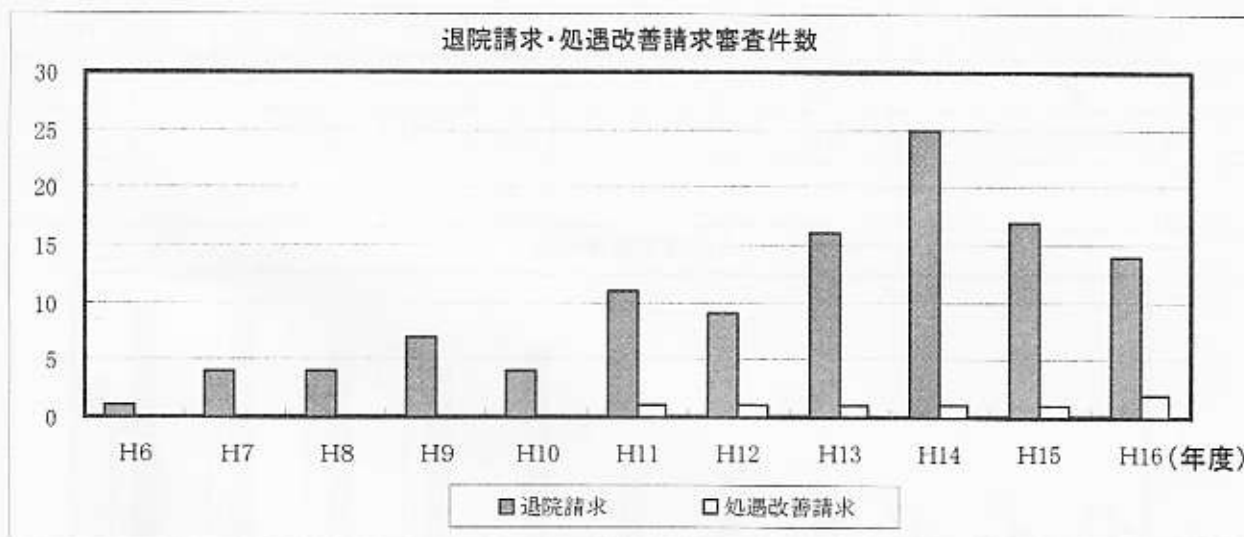
平成16年度の医療保護入院者の入院届の審査件数は1,789件、医療保護入院者の定期病状報告は1,070件と若干増加しているが、措置入院者の定期病状報告は前年度に比べ減少しているものの全体としては増加傾向にある。審査結果は全て現在の入院形態が適当であると判断された。

退院・処遇改善の請求の審査状況

請求件数	請求者との続柄	請求内容	面接・意見聴取実施件数	審査件数	審査結果	請求取下等	備考
23	入院者本人	退院請求21件・処遇改善請求2件 (退院請求と同時請求)	13	16	現在の入院及び処遇の継続…16件	7	3件は6ヶ月以内の請求のため、書類にて審査を行った。

○退院・処遇改善請求審査件数年次推移

項目	年度											
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
退院請求	1	4	4	7	4	11	9	16	25	17	14	
(入院または処遇が不適當)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	
処遇改善請求	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	2	
(入院または処遇が不適當)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
計	1	4	4	7	4	12	10	17	26	18	16	
(入院または処遇が不適當)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	



退院請求・処遇改善請求の審査件数は退院請求が14件、処遇改善請求が2件であり、前年に比べ減少した。また6ヶ月以内の頻回請求者3件を除く、13件について意見聴取を実施した。審査結果についてはすべて現在の入院形態及び処遇は適当であると判断された。

**9. 精神障害者保健福祉手帳 通院
医療費公費負担の判定及び承認**

- (1) 精神障害者保健福祉手帳
- (2) 通院医療費公費負担患者票

精神障害者保健福祉手帳・通院 医療費公費負担の判定及び承認

(1) 精神障害者保健福祉手帳

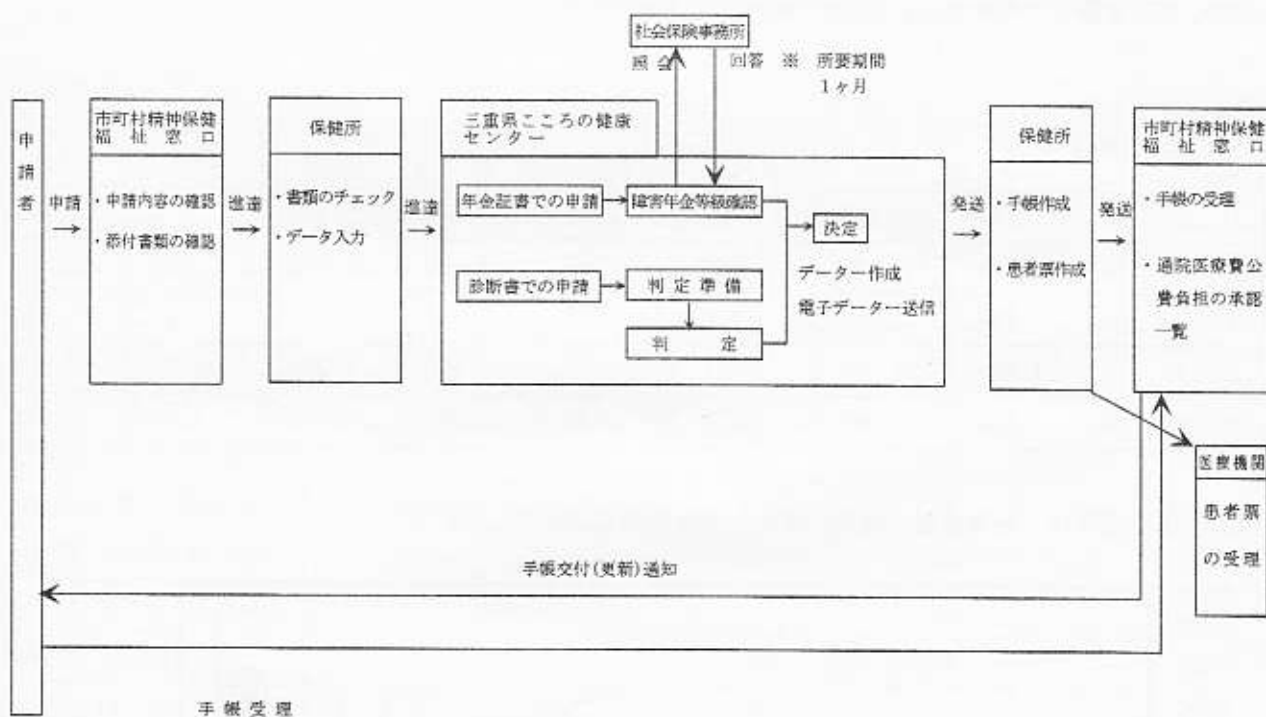
法改正により平成14年度から、手帳判定業務がセンター業務となったことに伴い、判定及び承認事務を行なっている。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰や自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されている。

精神障害者保健福祉手帳の申請は、診断書によるものと年金証書の写しによるものの2種類ある。

おおむね月2回診断書によるものは、判定会で判定を行い、年金証書の写しによるものについては、社会保険事務所等に照会をにかけている。

申請から交付までの流れ



16年度申請状況

	診 断 書	年 金 証 書	合 計
申請者数	1,748	1,041	2,789
(内更新数)	(888)	(737)	(1,625)

16年度交付状況

交付者数 (内更新数)		1 級	2 級	3 級	合 計
	診 断 書	238	1,079	351	1,668
		(134)	(576)	(146)	(865)
年 金 証 書	103	811	100	1,014	
		(79)	(581)	(61)	(721)
合 計	341	1,890	451	2,682	
		(213)	(1,157)	(207)	(1,586)
年度末現在交付者数		605	3,289	731	4,625

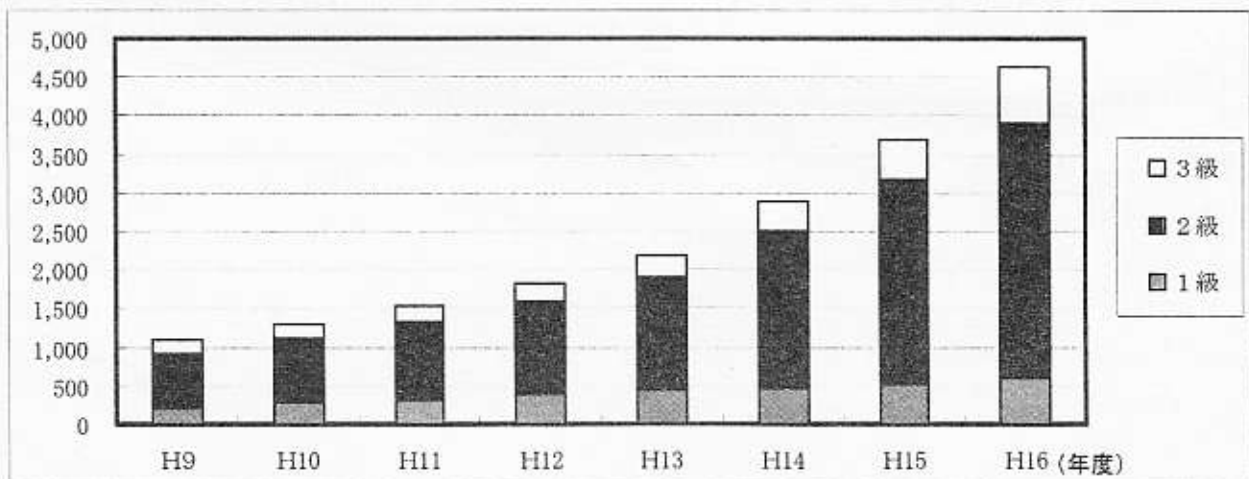
交付状況は、診断書によるものが62.2%、年金証書によるものが37.8%である。

全体の交付者数のうち新規は1,096件で40.9%を占めている。

手帳の所持者数

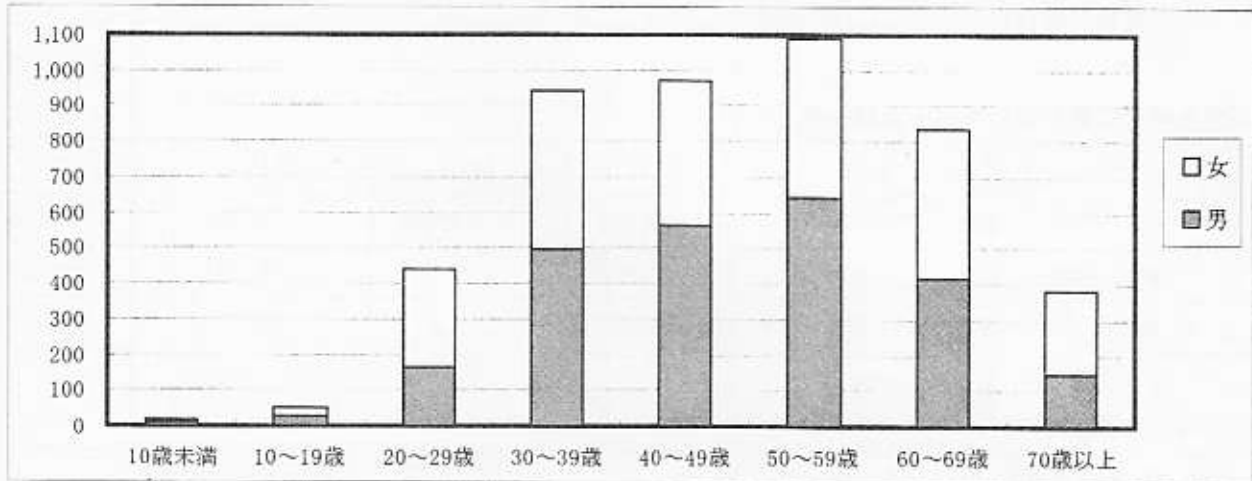
年 度	年 度							
等級	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
1 級	197	280	322	400	442	470	518	605
2 級	711	829	1,000	1,189	1,460	2,028	2,665	3,289
3 級	196	199	205	233	289	394	517	731
計	1,104	1,308	1,527	1,822	2,191	2,892	3,690	4,625
伸 び 率	143%	118%	117%	119%	120%	132%	128%	125%

手帳の所持者数は、優遇措置の増加に伴い、大きな伸び率を示している。



手帳所持者の性・年齢別

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
男	12	28	164	494	564	645	420	148	2,475
女	5	23	274	447	404	446	413	238	2,150
計	17	51	338	941	968	1,091	833	386	4,625



保健福祉部別手帳所持者数および所持率

	1 級	2 級	3 級	合 計	対千人あたり所持率
桑名保健福祉部	108	403	57	568	1.85
四日市保健福祉部	121	620	116	857	2.38
鈴鹿保健福祉部	45	311	70	426	1.83
津保健福祉部	71	552	137	760	2.42
松阪保健福祉部	67	419	94	580	2.18
南勢志摩保健福祉部	69	423	115	607	1.70
伊賀保健福祉部	95	367	117	576	2.05
紀北保健福祉部	13	83	12	108	2.26
紀南保健福祉部	16	111	13	140	2.99
三重県	605	3,289	731	4,625	2.09

※管内人口は平成12年国勢調査のものを使用

(2) 通院医療費公費負担患者票

法改正により平成14年度から、通院医療費公費負担判定業務がセンター業務となったことに伴い、判定及び承認事務を行っている。

通院医療費公費負担制度は、精神障害の適正医療を普及するために、精神障害者が病院等で通院による精神障害の医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の100分の95に相当する額を保険給付と合せて公費負担する制度である。

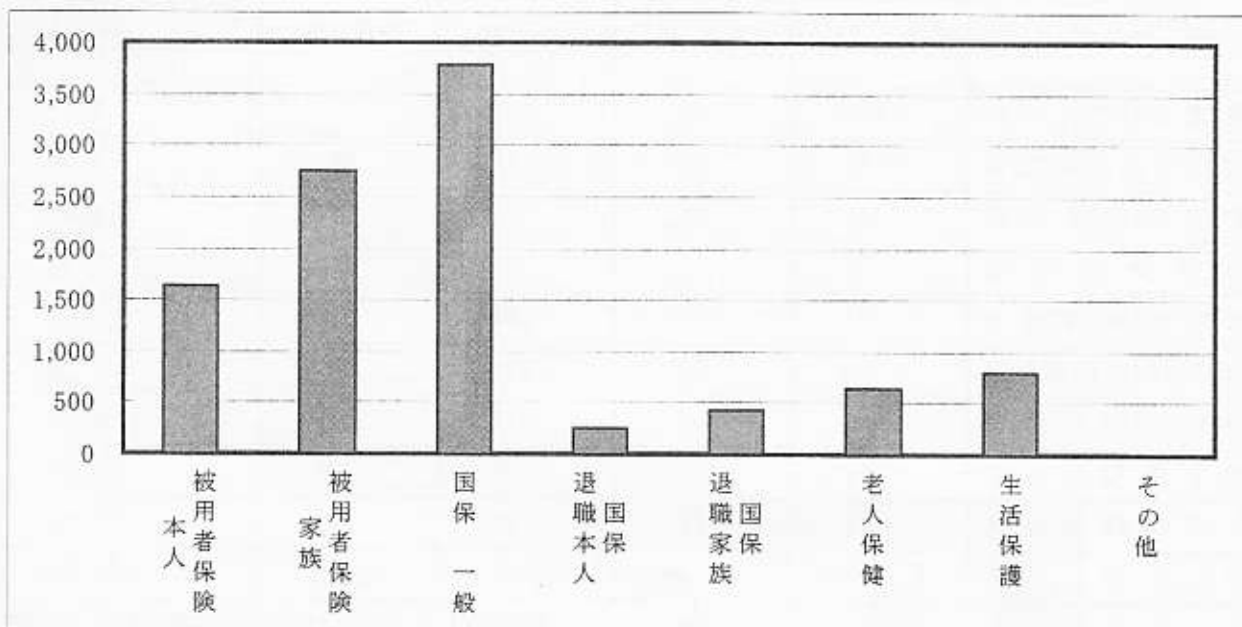
通院医療費公費負担の申請は、原則診断書により行われる。

通院医療費公費負担の申請・承認件数

項目 \ 年度	H12	H13	H14	H15	H16
申請件数	5,678	8,011	7,392	10,337	10,309
承認件数	5,678	7,990	7,364	10,321	10,306
患者票所持者数	11,169	13,055	14,673	16,779	19,715

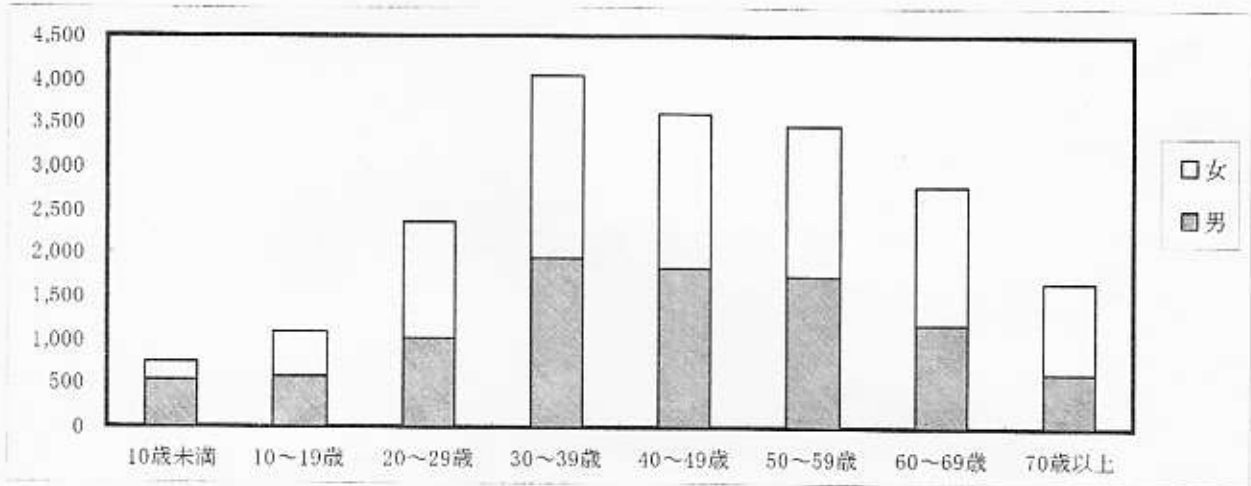
承認件数の保険別集計

被用者保険		国民健康保険			老人保健	生活保護	その他	計
本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
1,631	2,745	3,794	251	436	636	804	9	10,306



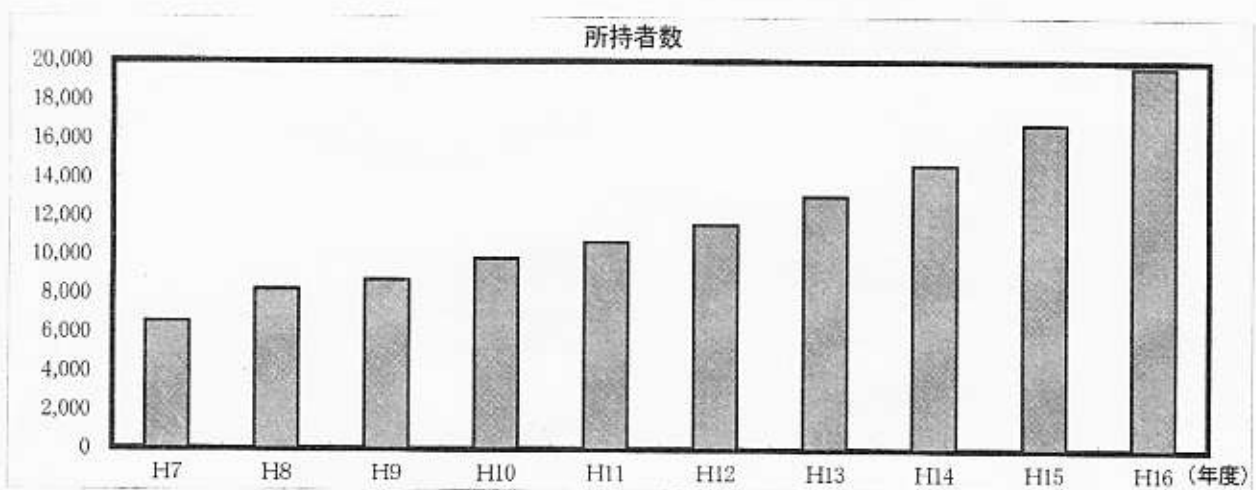
患者票所持者の性・年齢別

	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
男	520	581	1,004	1,931	1,828	1,720	1,180	617	9,381
女	216	513	1,342	2,114	1,769	1,740	1,587	1,053	10,334
計	736	1,094	2,346	4,045	3,597	3,460	2,767	1,670	19,715



通院医療費公費負担患者数 (各年度末)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
所持者数	6,584	8,258	8,722	9,815	10,678	11,569	13,055	14,673	16,779	19,715



10. ストレス対策事業

ストレス対策事業

(1) 目的

ストレスを避けて通れない現代社会において、すべてのライフサイクルを通じてメンタルヘルスが重要課題となっているなか、社会的支援が急務となっている。

相談や診療により心の健康を維持向上させるとともに、関係職員の研修会を開催し、こころの健康づくりに関する人材育成を行った。

(2) 事業内容

①リラックス体験

ボディソニックを体験しストレス解消のアドバイスを行った。

実施日時：火・金 10～16時

対象者：4名

②ストレス相談

実施日時：火・金 10～16時

対象者：来所相談 112件

電話相談 25件

③診察

ストレス関連疾患、来所ケースの中で、相談の補助的手段として投薬治療の必要なケースに診療を行う。

実施日時：随時

対象者：17名

④研修

(1)実施日時 平成16年8月6日

場所：県総合文化センター

内容：児童・思春期のこころの悩みとその対応

講師：榊原病院院長 長尾圭造 先生

参加者：290名

(2)実施日時 平成16年11月12日

場所：久居庁舎 25会議室

内容：自殺念慮のあるケースへの相談援助

講師：東京自殺防止センター 西原由記子 氏

参加者：49名

(3) まとめ

こころのケアネットワークづくり事業において各保健福祉部単位で様々なこころの健康づくり活動に取り組み、3年が経過し、地域でのこころの健康づくり体制が整備されつつある。今後は研修について

はこころのケアネットワークづくり事業との統合を図り、相談についてはセンターの一般事業の中で対応することとし、ストレス対策事業としては今年度で終結とする。

11. 薬物相談ネットワーク事業

薬物相談ネットワーク事業

薬物乱用の広汎化、低年齢化、対応や支援の難しさなど、薬物問題をとりまく状況は非常に深刻化しています。

薬物依存症の問題で困っている家族、関係者が薬物依存症について、正しい知識を持ち、回復につながる対応を学び、孤立した状態から解放されると共に、薬物依存症者自身の回復を動機づけることを目的に以下の事業を実施している。

1. 薬物相談事業

電話相談 21 件

来所相談 20 件 (実人員20人)

相談来所者の内訳

来所者の紹介経路		相談来所者		使用薬物	
保健所	2人	母のみ	9人	シンナー	1人
病院	人	本人	4人	覚せい剤	14人
ダルク	13人	妻と母	人	大麻+精神安定剤	人
警察	人	姉妹	人	トルエン+シンナー	人
弁護士	人	両親	2人		

2. 家族教室

実施回数11回 「1クール6回で2クール」 参加延人数 67人

「テーマ」

1回目	薬物依存とは	講義・グループミーティング
2回目	薬物依存が周りの人に与える影響	〃
3回目	薬物依存が周りの人に与える影響	〃
4回目	家族そして自分自身について	〃
5回目	家族にとっての回復とは	〃
6回目	回復の道のりとセルフヘルプグループ	〃

3. 関係機関職員研修

1) 関係機関職員研修

テーマ : 「薬物依存からの回復への支援」

講師 : 日本ダルク代表 近藤恒夫氏

実施時期 : 平成16年9月27日 (月)

場所 : 久居庁舎第25会議室

参加者数： 41名

中学校・高等学校等教育関係者、行政、医療機関、家族、友人等

2) 薬物フォーラム

テーマ：「若者の回復に向けて」

実施時期：平成16年11月29日(月)

場所：アスト津

参加者数：105名

中学校・高等学校等教育関係者、行政、医療機関、家族、一般県民、
当事者等

4. 広報啓発

- 啓発用パンフレット「薬（シンナー、覚醒剤を使い始めてしまったら－家族の関わり方－）を1000部、「薬物問題でお困りの家族の方へ」を1000部作成し、家族や関係機関に配布。

5. 協力組織育成

- ナラノン、NAフォーラムへの出席
- 三重ダルク運営委員会への出席（11回）
- ダルクへの支援
 - 入所者の医療、福祉の適用に関すること
 - ダルクフォーラムへの協力

12. こころのケアネットワークづくり事業

年度	事業名	内容	予算
2011年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円
2012年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円
2013年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円
2014年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円
2015年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円
2016年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円
2017年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円
2018年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円
2019年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円
2020年度	こころのケアネットワークづくり事業	こころのケアネットワークづくり事業の推進	100万円

こころのケアネットワークづくり事業

勤労者の自殺など各ライフサイクルにおいてさまざまなメンタル問題が発生しており、早急な対応が求められている。特に青年期と中壮年期においては、その問題が社会に与える影響も大きく、ケアしていく体制が未整備であることなどが出されている。そこで青年期、中壮年期を中心にこれらのメンタル問題の早期発見、ケア体制の構築を目指し「こころのケアネットワークづくり事業」を平成13年度に立ち上げた。

事業は3年計画で、平成13年度は青年期、中壮年期におけるメンタルヘルスの実態調査を実施。平成14年度は3保健福祉部に配置されたこころの健康づくり担当者の支援を中心にサブネットワークの基盤作りを目指した。この事業は県の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」における中心課題である「こころの健康づくりの推進」を図ることを前提としており、三重のくにづくり宣言の中に「リスナー指導者を平成16年までに50名養成する」との指標も設定し、今年度までに71名養成した。

さらに「県民しあわせプラン」で平成18年度までに280名のリスナーの育成を目指す。

平成16年度の取り組み

各県民局単位の「こころのケアネットワークシステム」の構築を目指して

こころの健康づくりが重要視される中、こころの健康づくり(メンタルヘルス)と、こころの健康危機管理(P T S D対策)を主業務とする担当者が県内9保健福祉部に配置され、県内全域でこころの健康づくり対策を行った。

昨年度に引き続き、リスナー指導者の育成、担当者会議の開催、保健福祉部への支援を行った。

①リスナー指導者養成研修

日時		内 容	参加者数
5月14日 13:30～ 15:30	基礎研修	「メンタルヘルスの基礎知識」 こころの健康センター所長 崎山忍	25名
6月11日 13:30～ 15:30	演習	「育みあう関係づくりを求めて」SK法・まんだら思考 桑名保健福祉部 主幹 伊藤まゆみ	21名
7月26日 10:00～ 15:00	演習	「呼吸法」 三重県産業保健推進センター 特別産業保健相談員 橋元慶男	30名
8月6日 13:30～ 15:30	専門研修	思春期対策研修 「児童・思春期のこころの悩みとその対応」 独立行政法人国立病院機構 榊原病院院長 長尾圭造	290名

9月10日 9:30～ 16:30	演習	カウンセリング演習 「あの人、この人のことばを聞かせていただく ～今ここでの出会い体験～」 全日本カウンセリング協議会理事 東京カウンセリング研修センター理事長 岩下榮次	21名
11月12日 13:00～ 17:00	専門研修	自殺予防対策研修 「自殺念慮のあるケースへの相談援助」 東京自殺防止センター 創設者 西原由記子	49名
12月9日 10:00～ 16:00	演習	認知療法の実際「ストレス対処：認知療法の基本を学ぶ」 ポンティキュラス心理研究所所長 小林 展子	30名
1月21日 10:00～ 16:00	演習	認知療法の実際「不安・落ち込み・引き延ばし対処」 ポンティキュラス心理研究所所長 小林 展子	37名
2月10日 13:00～ 17:00	演習	認知療法の実際「怒り対処」 ポンティキュラス心理研究所所長 小林 展子	32名
2月18日 10:00～ 15:00	演習	「交流分析」 南勢志摩保健福祉部 専門監 山口 節子	19名

②担当者会議の開催

日時	内 容	参加者数
4月23日 13:30～ 16:00	・こころの健康づくり担当者が配置された経緯について説明 ・今年度の方向性・目標について ・リスナーの役割について	20名
5月14日 10:00～ 12:00	・リスナー指導者養成事業について検討 ・リスナー養成事業について検討 ・各保健福祉部の今年度の活動計画について情報交換	13名
6月11日 10:00～ 12:00	・事業計画・予算（地域保健推進特別事業）についての調整	13名
7月26日 15:00～ 16:00	・事業計画・予算（地域保健推進特別事業）についての調整 ・現在のこころの健康づくり事業についての課題整理	11名

8月6日 9:30～11:00	・現在のこころの健康づくり事業の課題についての話し合い	13名
11月12日 10:00～ 12:00	・事業の進捗状況の確認 ・来年度予算について ・リスナーの質的評価についての検討 ・事業の波及効果	12名
2月10日 10:00～ 11:30	・リスナーの登録について ・来年度予算について ・平成16年度事業報告書作成について	12名
3月11日 13:30～ 16:00	・平成16年度振り返り ・リスナー養成事業について ・平成17年度予算及び事業方針について	15名

③各保健福祉部への支援

地域担当制をしき、各保健福祉部でのこころの健康づくり事業をサポートした。

平成13年度から始まった当事業も4年を経過した。各保健福祉部にこころの健康づくり担当者が配置され、地域で様々な活動への取り組みを始めたり、リスナー指導者養成研修への参加が得られたりと、地域でこころの健康づくりを推進する動きが少しずつ充実されつつある。

13. こころの健康危機管理事業

こころの健康危機管理事業

(1) 目的

自然災害、大規模事故災害、衝撃的な事件、児童虐待、夫婦間暴力等、近年予測を超える事象の発生によりこころに傷を負う事態が増加している。

そのため多様な心理的外傷を負った人たちに対し、適切な支援や情報提供を行うことのできる人材の育成や市町村、医療機関、学校等関係機関との連携のもとに、こころの健康危機における支援体制の整備が急務となっている。

センターとしては、平時のトラウマケアができる保健福祉部職員の養成やネットワークづくりを充実するとともに、地域におけるこころの健康危機に対応できる体制づくりの構築をめざし、事業を推進する。

(2) 実施主体

三重県健康福祉部健康づくり室、健康危機管理室

各県民局保健福祉部

三重県こころの健康センター

(3) 事業内容

- (1) こころの危機に関する情報収集、共有、提供体制の整備
- (2) 協働する関係機関との連携強化
- (3) こころの危機管理研修会
- (4) こころの健康危機管理マニュアルの作成
- (5) メンタルサポート現地対策本部の設立と運営
- (6) こころの健康被害実態調査の実施について
- (7) その他必要な事項（ボランティア要請や受入・他県との連携など）

(4) 協働機関

市町村、医療機関、教育機関、警察署、児童相談所、県民局保健福祉部、県庁危機管理室・健康づくり室、消防署（防災担当）、自衛隊、社会福祉協議会、関連NPOや関連団体（医師会・看護協会・社会福祉士協会・臨床心理士会・弁護士会など）、県内マスコミ各社（県民への情報提供者として）

(5) 具体策

① 情報の収集、共有、提供について

- 情報収集…情報収集方法や報告義務規定の検討・報告、連絡、相談体制の明確化
事件、災害が生じた際のFAX送信用連絡用紙の作成等。
- 情報提供…ホームページへの掲載・関係機関への情報一斉送信。
- 情報共有…緊急連絡網の整備・定期的な会議の開催や日常的情報交換。

② 協働する関係機関との連携強化について

- こころの健康センターと各保健福祉部との連携を強化するとともに、各保健福祉部

が実施している健康危機管理対策において、こころの危機管理の導入を図る。

○県内の関連機関との有機的連携を構築する。

③ こころの危機管理研修会

○協働機関の専門職種向け研修会とボランティア研修会の実施。

○リスナー指導者、リスナー養成研修。

研修企画については、各保健福祉部の年度計画も含め検討していく。

④ こころの危機管理マニュアル策定

○現地メンタルサポート対策本部の設立と指針となるマニュアル作成

(6) 平成16年度の実践内容

台風21号による豪雨災害地（宮川村・海山町）への支援

【被災時】

○メンタル巡回訪問

○ケース個別相談

○精神科受療者に対する医薬品の確保

○学校関係者との情報交換・提供

○こころのケアPR用チラシ作成助言

【被災1ヶ月以降】

○巡回訪問

○ケース個別相談

○町村・消防職員（支援者）のメンタルヘルスケアについて助言

○スクールカウンセラー配置助言

○町村長への災害時メンタルヘルス対策について助言

新たな精神保健分野に 対応する相談支援事業

14. 新たな精神保健分野に 対応する相談支援事業

新たな精神保健分野に 対応する相談支援事業

1. 要綱

(1) 目的

人格障害やひきこもりなど新たな精神保健分野の事例の相談に応じている一時的相談機関（保健所や市町村等）を支援するためのサポートセンターを設置することで、地域の相談に迅速に対応し、問題の長期化、重症化を防ぐ。また、新たな精神保健分野における問題に対応するためのケースマネジメント方法を構築し、三重県における相談支援体制を整備することを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、三重県とし、三重県こころの健康センターに職員を配置し事務局とする。
ただし、サポートセンターの事業運営については、民間医療機関に委託するものとする。

(3) 事業内容

- (1) サポートセンターの設置運営にかかる検討、活動評価
- (2) 相談支援体制のあり方についての検討
- (3) 関係機関の連携のあり方、ネットワークの検討
- (4) 相談支援体制の構築に関する事例集・相談支援方法のマニュアル検討

(4) 事業実施体制

平成 16 年度は、準備検討委員会及びワーキンググループを設置し、平成 17 年度以降のサポートセンター運営のための検討を行う。

平成 17 年度は、委託によるサポートセンター運営と評価検討委員会による活動評価を行う。

平成 18 年度は、17 年度の活動に加え、検討委員会等による相談支援方法のマニュアル検討を行うとともに、19 年度以降のサポートセンターのあり方を検討する。

(5) 検討委員会

検討委員会は、こころの健康センター所長を座長に、精神医療・教育・警察・保健・福祉等の関係者で構成した以下のものとする。

- (1) 検討委員会：関係組織の代表者を構成員とし、総合的な意見交換及び検討を行う。
- (2) ワーキンググループ：サポートセンターのスタッフを中心とした実務担当者を構成員とし、サポートセンター運営の具体的な検討を行う。

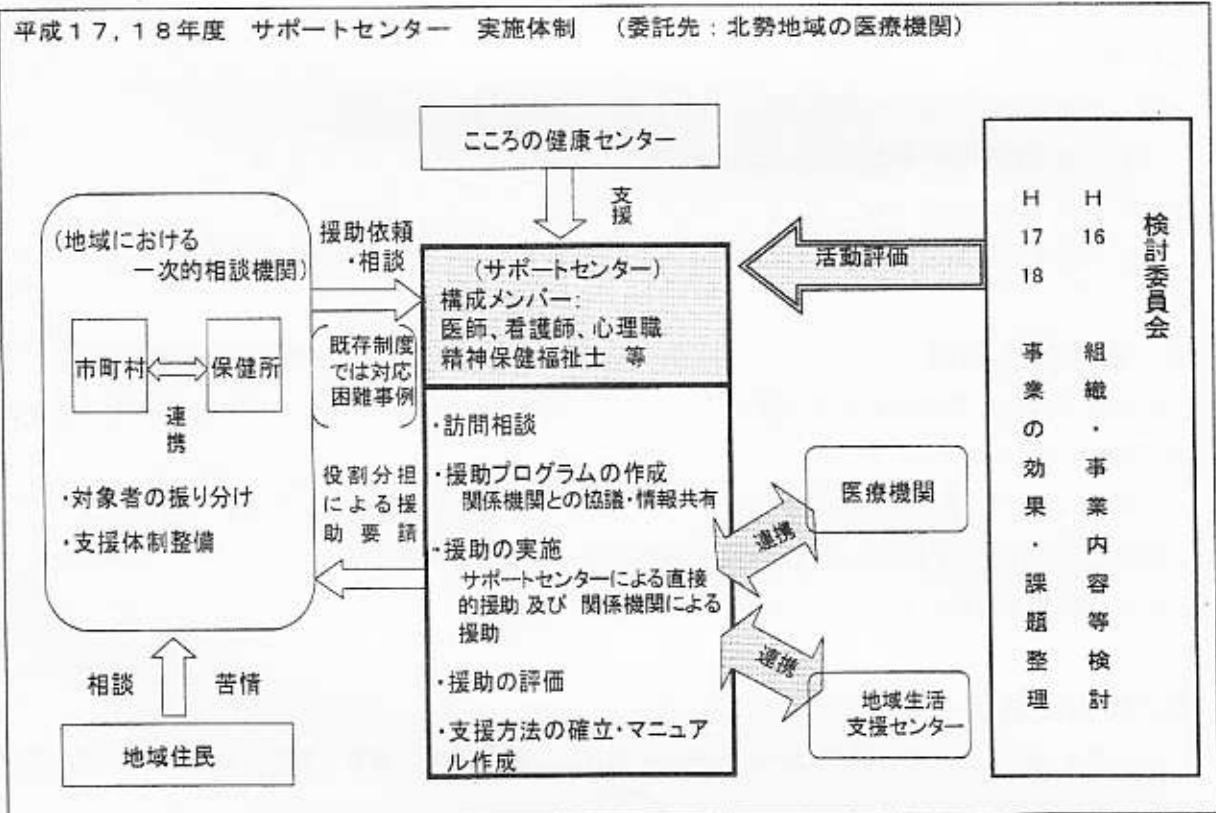
附則：この要綱は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

2. 今後の方向性

サポートセンターの必要性

1. 人格障害やひきこもり等、病的背景が不明な新たに精神保健分野の相談事例が増加しているが、その支援方法が確立されていないため、地域の一時的相談機関（保健所・市町村等）は対応に苦慮している。
2. 人格障害やひきこもり等の背景には、精神疾患が隠れている事例も多く、医療と一体となった支援体制をつくる必要がある。
3. 新たな分野への取り組みであり、支援方法も確立されていないことから、スタッフの充実した地域の医療機関と連携し、モデル的に取り組むことで、支援体制整備へと発展させていくことが望ましいと考える。
4. 地域における相談支援体制を整備することで、保健所、こころの健康センターの機能強化を図る。

対策



平成19年度以降の体制案

平成17、18年度の実施状況・効果を検討委員会で検証しつつ、①こころの健康センターや保健所の充実(要人員)、②他機関へのサポートセンター方式の拡大 等について方向性を決める。

3. 平成16年度活動内容

検討委員会

	日時	検 討 内 容
第1回	6月17日	事業主旨、16年度進行予定、ワーキングの位置づけ、サポートセンターに関する意見交換
第2回	8月4日	サポートセンターの機能（対象範囲、訪問相談の活動内容、関係機関との連携）について
第3回	11月24日	サポートセンターの機能（訪問相談の活動方法、相談体制）、平成17年度に向けて
第4回	3月17日	相談票について、運営（啓発方法、登録医方法、登録医の研修方法）、平成17年度に向けて

ワーキンググループ

	日時	検 討 内 容
第1回	6月11日	事業主旨、16年度進行予定、ワーキングの位置づけ、サポートセンターに関する意見交換
第2回	7月9日	サポートセンターの取り扱う対象事例とシュミレーション
第3回	8月26日	訪問相談の体制について（対象範囲、訪問頻度、訪問スタッフ）
第4回	9月10日	機能の整理、相談体制について、啓発方法について
第5回	11月11日	東京都立精神保健福祉センターの活動報告、追加機能について、登録医制度について
第6回	12月10日	相談体制の検証
第7回	1月14日	相談関連書式の検討
第8回	2月18日	相談票、支援プログラム表の検討、支援プログラム表の結果通知範囲について
第9回	3月11日	16年度のまとめ

Ⅲ. 三重県の精神保健福祉統計



三重県の精神保健福祉統計

(1) 精神病院

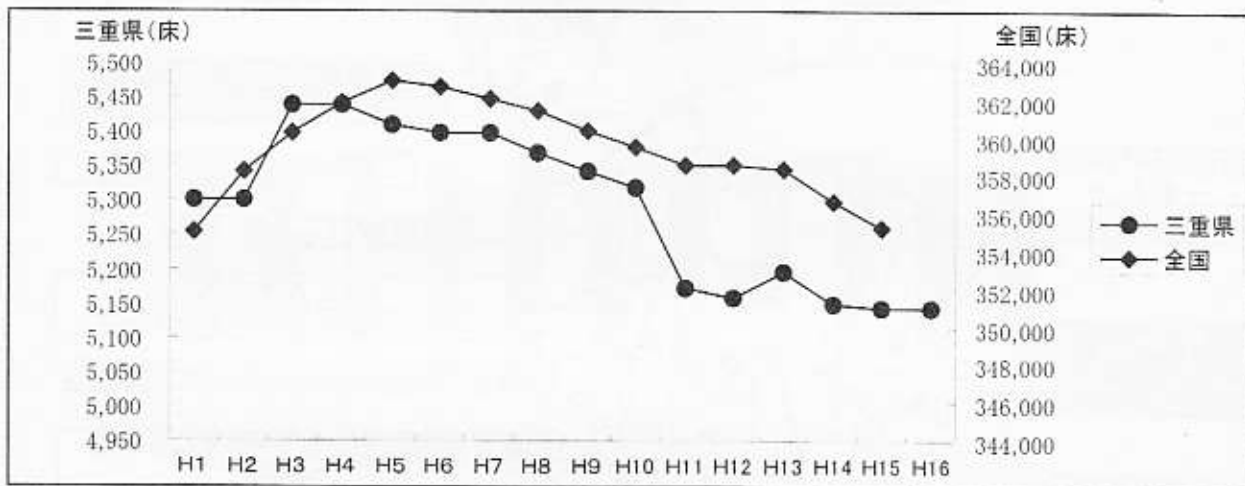
表1 精神病床数の推移

年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
三重県	5,302	5,302	5,440	5,440	5,410	5,397	5,397	5,368	5,341	5,320	5,171	5,157	5,196	5,148	5,143	5,143
全国	355,089	358,251	360,303	361,830	363,010	362,692	362,151	361,053	360,432	359,563	358,609	358,597	358,338	356,621	355,269	

三重県H13～は保護室含む。

(医療法上の精神病床数)

精神病床数



【三重県の精神科病院】

平成17年3月末現在

図 1

三重県全体で、
19施設、5,143床



 応急入院指定病院

⊖ は、措置指定を受けていない病院

(2) 入院患者

表2 入院患者数の推移（入院形態別）

入院形態 \ 年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
措置	241	214	208	185	133	89	64	50	38	28	19	20
医療保護	867	811	805	784	884	885	931	1,118	1,417	1,447	1,529	1,546
任意	4,084	4,141	4,143	4,155	4,057	4,042	3,972	3,776	3,479	3,407	3,309	3,198
その他	92	88	70	59	51	89	37	3	4	2	0	0
合計	5,284	5,254	5,226	5,183	5,125	5,105	5,004	4,947	4,938	4,884	4,857	4,764

※ 時点は毎年6月30日現在。

入院患者（入院形態別）

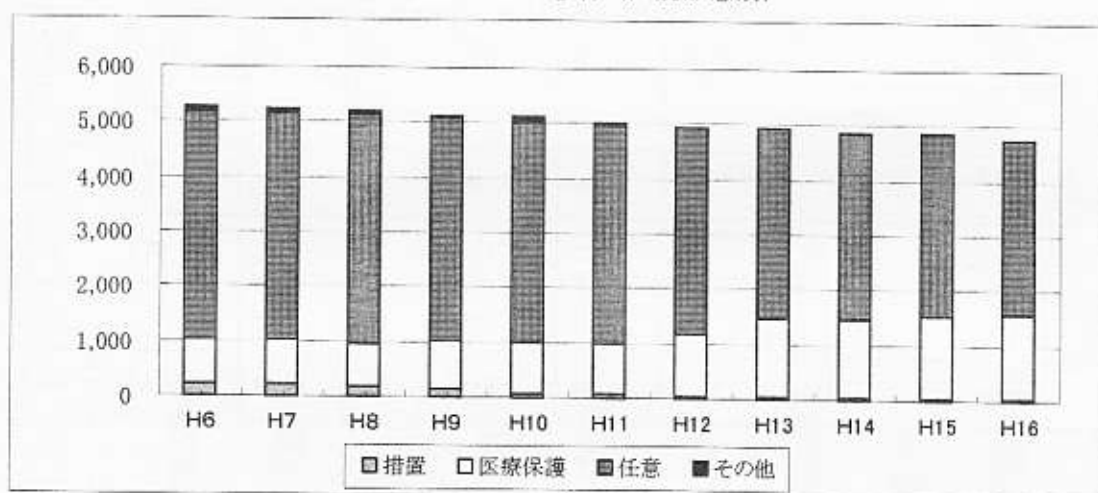


表3 入院患者数（年齢別） 各年6月末現在（精神保健福祉課資料）

入院患者（年齢別）（H11～H16）

年度 \ 年代	H11	H12	H13	H14	H15	H16
20歳未満	86	79	93	97	95	75
20～39歳	774	669	669	650	616	586
40～64歳	2,720	2,728	2,613	2,489	2,457	2,354
65歳以上	1,424	1,471	1,563	1,648	1,689	1,749
合計	5,004	4,947	4,938	4,884	4,857	4,764

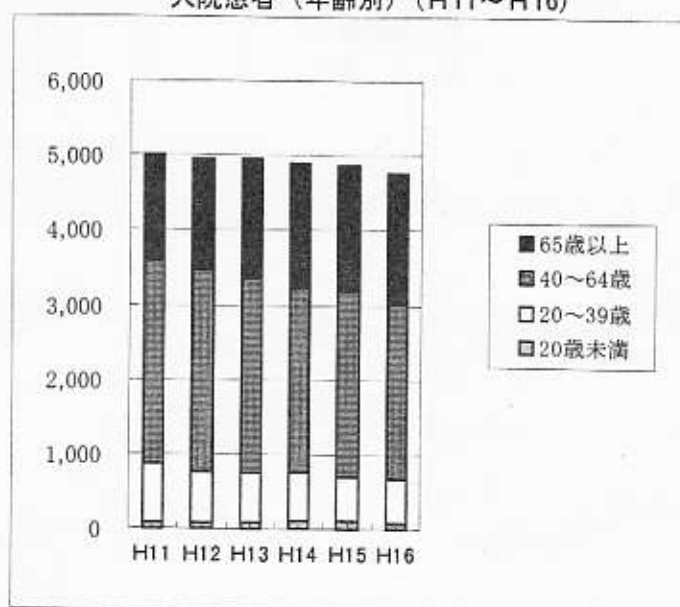


表4 入院患者数（疾患別） 各年6月末現在（精神保健福祉課資料）

疾患	年度					
	H11	H12	H13	H14	H15	H16
F0（症状性を含む器質性精神障害）	331	335	409	391	511	526
F1（精神作用物質による精神及び行動の障害）	222	244	215	228	206	202
F2（統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害）	3,392	3,455	3,358	3,261	3,078	3,074
F3（気分（感情）障害）	255	267	287	274	340	341
F4（神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害）	162	135	178	186	198	207
F5（生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群）	37	12	10	12	9	14
F6（成人の人格及び行動の障害）	38	36	31	41	30	21
F7（精神遅滞）	175	165	143	164	146	138
F8（心理的発達の障害）	13	10	32	34	39	38
F9（小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害）	29	34	36	45	26	52
てんかん（F0に属さないものを計上）	132	119	88	62	83	86
その他	218	135	151	186	191	65
合 計	5,004	4,947	4,938	4,884	4,857	4,764

(3) 精神保健福祉手帳

表5 保健福祉部別手帳所持者数及び所持率

(H17年3月現在)

保健福祉部名	等級			合計	対千人あたり所持率
	1級	2級	3級		
桑名保健福祉部	108	403	57	568	2.64
四日市保健福祉部	121	620	116	857	2.37
鈴鹿保健福祉部	45	311	70	426	1.81
津保健福祉部	71	552	137	760	2.40
松阪保健福祉部	67	419	94	580	3.12
南勢志摩保健福祉部	69	423	115	607	2.21
伊賀保健福祉部	95	367	117	579	3.12
紀北保健福祉部	13	83	12	108	2.42
紀南保健福祉部	16	111	13	140	3.10
全 県	605	3,289	731	4,625	2.48

※管内人口は平成13年10月1日現在

保健福祉部管内別手帳所持率

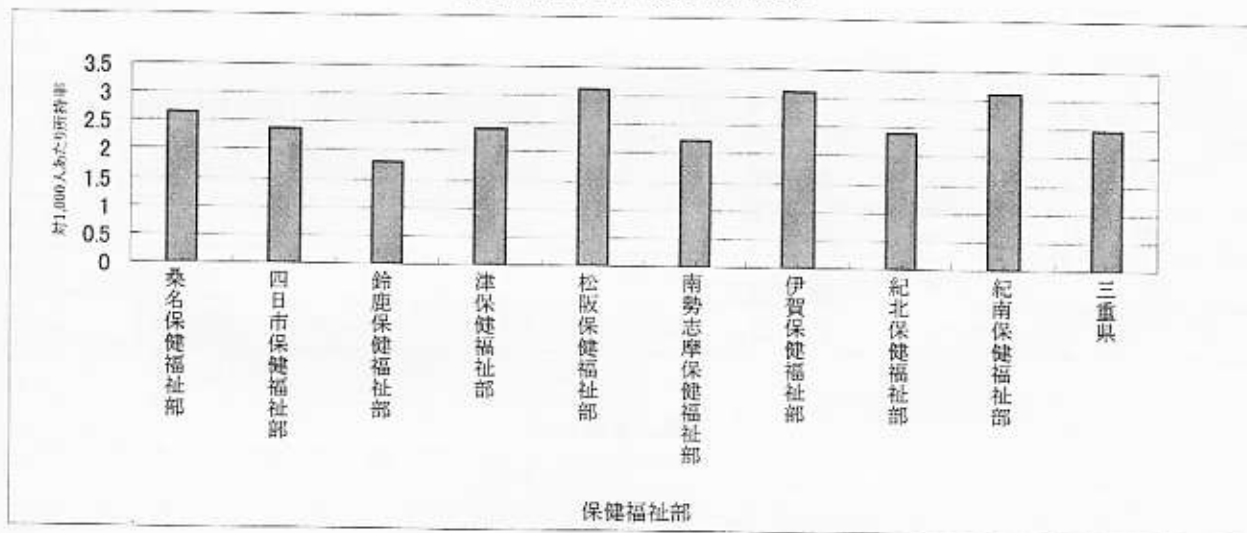
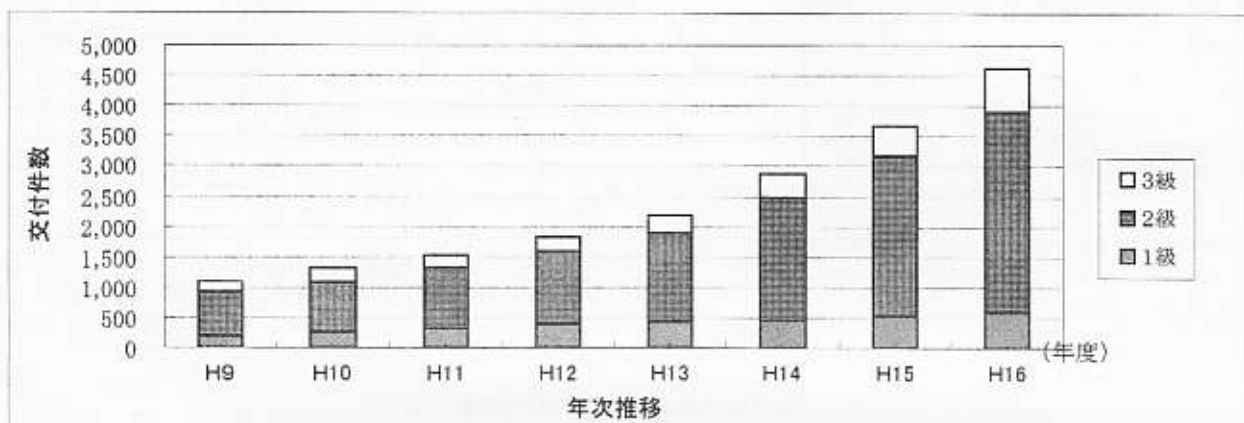


表6 精神保健福祉部別手帳所持者数（全国との比較）

（三重県）

等級 \ 年度	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
1級	205	280	322	400	442	470	518	605
2級	711	829	1,000	1,189	1,460	2,028	2,655	3,289
3級	188	199	205	233	289	394	517	731
合 計	1,104	1,308	1,527	1,822	2,191	2,892	3,690	4,625

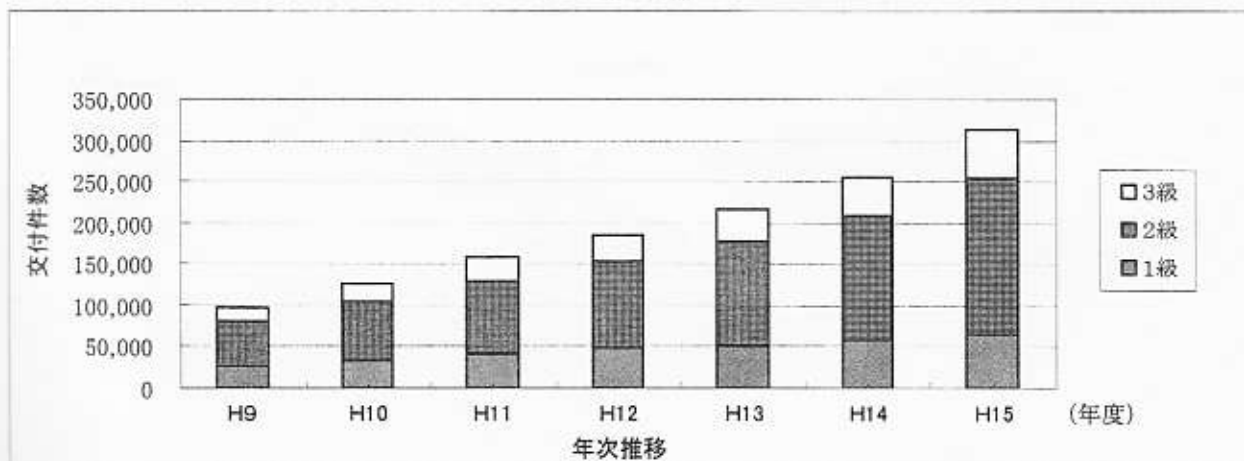
手帳（三重県）



（全国）

等級 \ 年度	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
1級	27,085	35,000	41,434	47,849	51,961	58,164	66,764
2級	52,296	69,463	88,135	105,464	126,602	151,641	188,047
3級	17,791	22,974	27,701	32,361	37,493	45,833	57,983
合 計	97,172	127,437	157,270	185,674	216,056	255,638	312,794

手帳（全国）



(4) 通院医療費公費負担

表7 通院医療費公費負担患者数の推移

年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
患者数	8,722	9,815	10,678	11,569	13,055	14,673	16,779	19,715

通院医療費公費負担患者数の推移

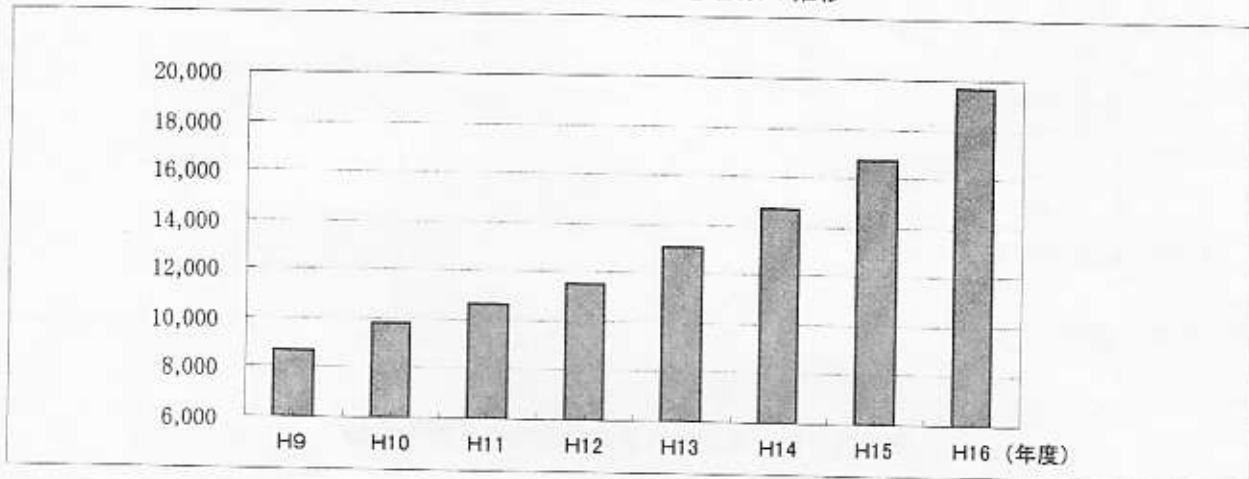


表8 通院医療費公費負担患者内訳 (疾患別)

(H17年3月末現在)

通院医療費公費負担	交付件数内訳		%
1	症状又は器質性精神病	121	0.61
2	脳血管障害及びその後遺症	58	0.29
3	老年期痴呆	399	2.02
4	中毒性精神病	646	3.27
5	統合失調症圏	4,659	23.63
6	そううつ病圏	6,267	31.78
7	その他の精神病	2,244	11.38
8	神経症	2,096	10.63
9	精神病質	168	0.85
10	児童・思春期精神障害	182	0.92
11	てんかん	1403	7.11
12	知的障害	284	1.49
13	その他	1,188	6.02
合計		19,715	100

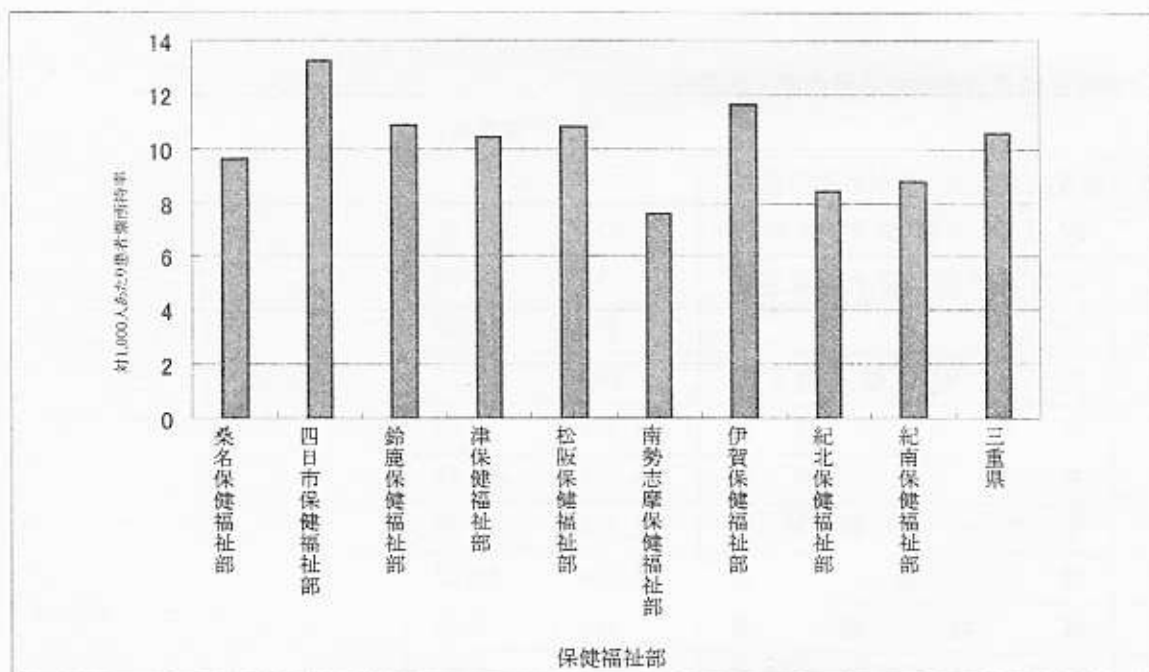
表9 保健福祉部別通院医療費公費負担患者票所持率

(H17年3月現在)

保健福祉部名	項目	H16年度	管内人口	対千人あたり所持率
桑名保健福祉部		2,056	214,436	9.57
四日市保健福祉部		4,794	361,100	13.28
鈴鹿保健福祉部		2,563	235,388	10.89
津保健福祉部		3,292	316,248	10.41
松阪保健福祉部		2,012	186,045	10.81
南勢志摩保健福祉部		2,082	274,615	7.58
伊賀保健福祉部		2,142	184,753	11.59
紀北保健福祉部		377	44,605	8.45
紀南保健福祉部		396	45,117	8.78
全	県	19,715	1,862,307	10.59

※管内人口は平成13年10月1日現在

保健福祉部別通院医療費公費負担患者票所持率



(3) 社会復帰施設

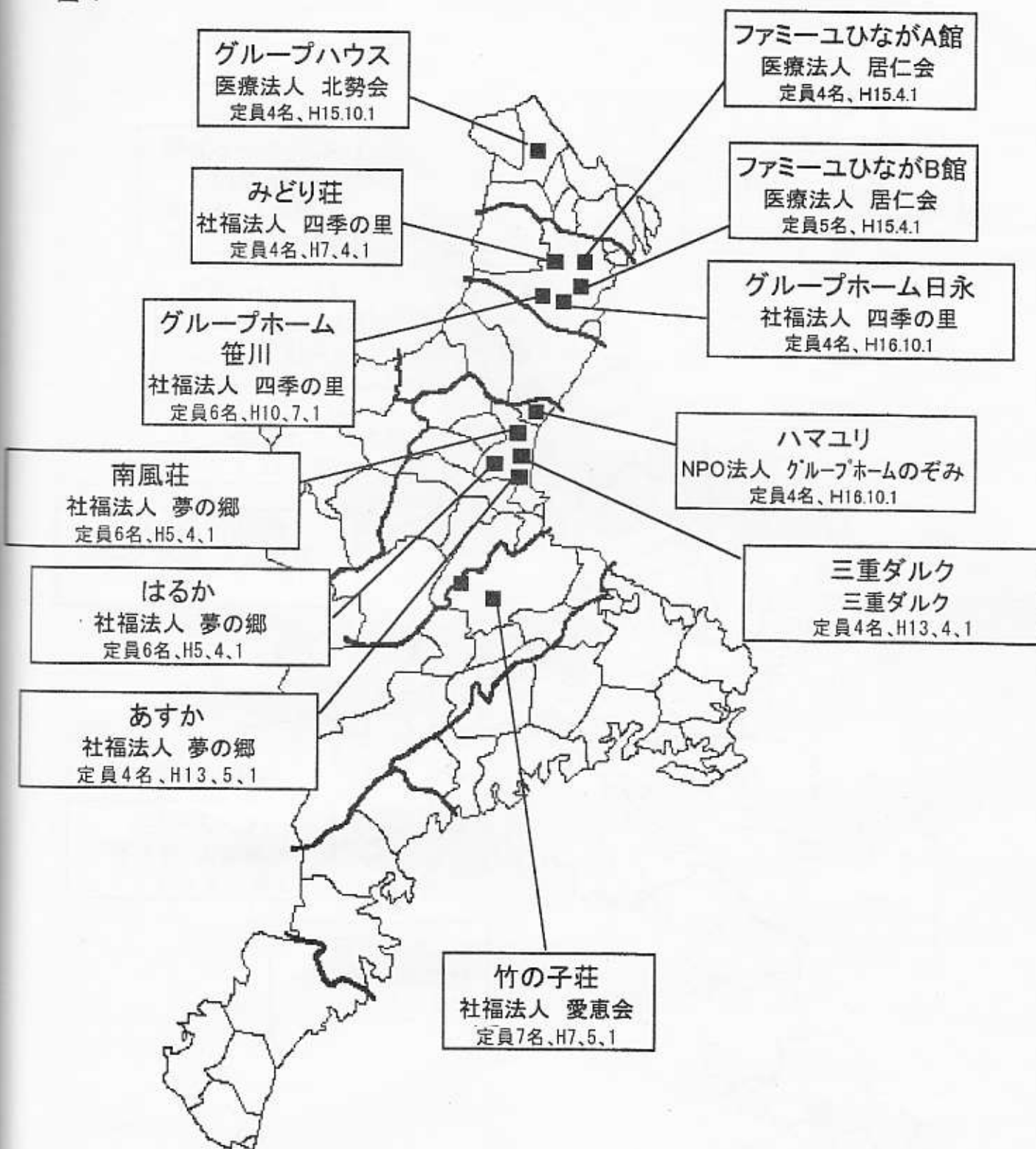
図2

精神障害者通所授産施設 と小規模通所授産施設



精神障害者グループホーム

図 4



精神障害者小規模(共同)作業所

図3

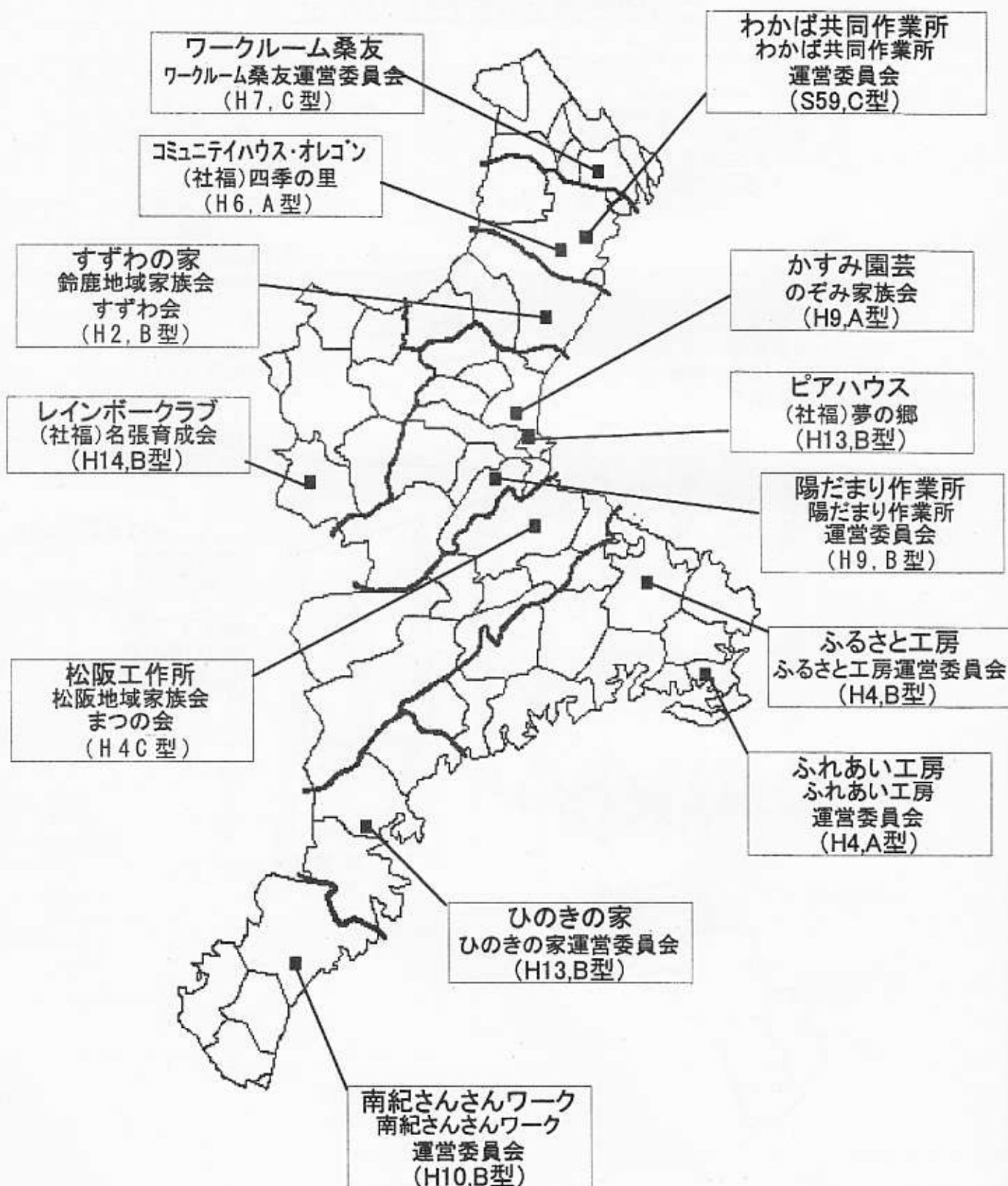


図5

精神障害者福祉ホーム

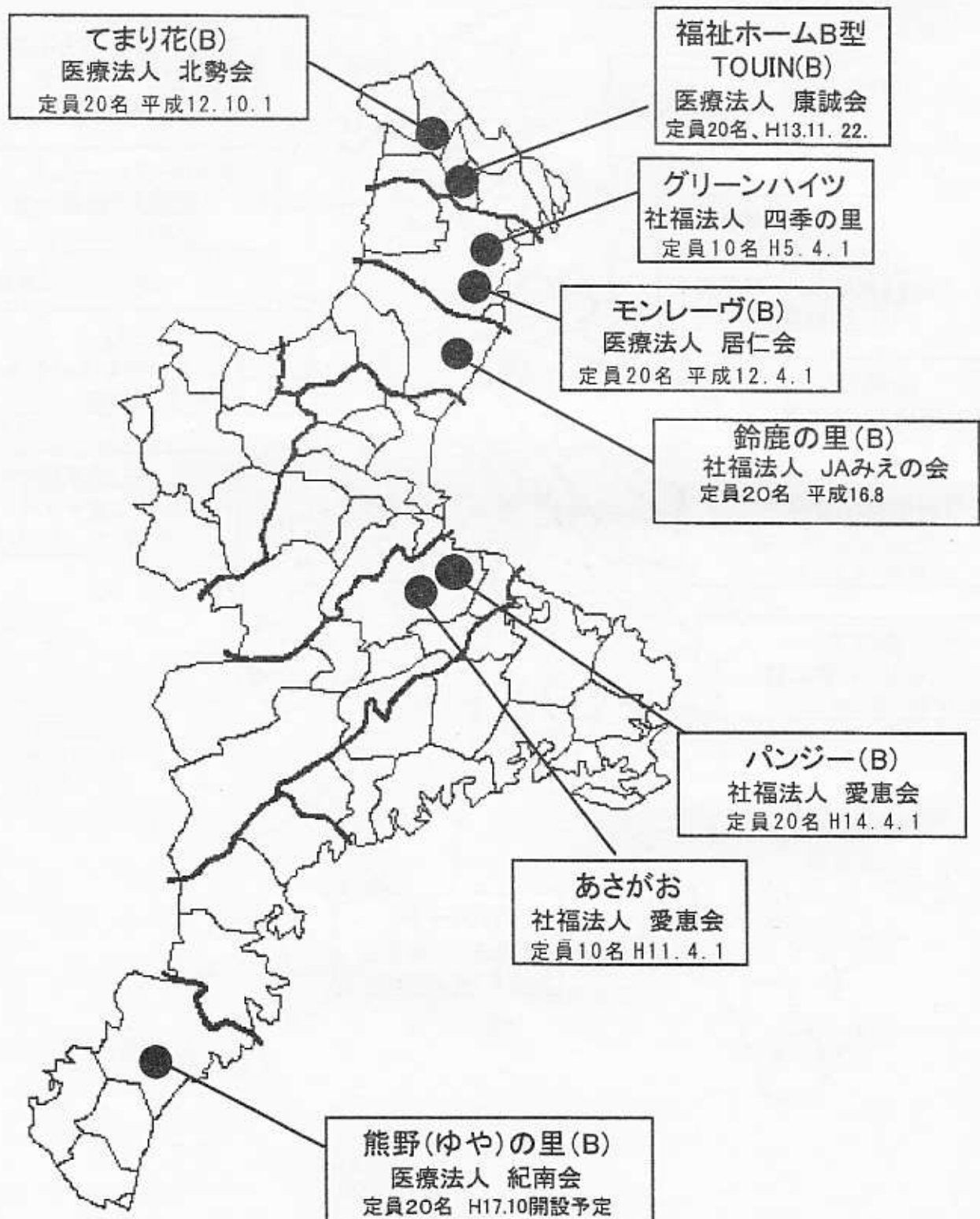


図6

生活訓練施設(援護寮)



精神障害者地域生活支援センター

図7

